

みんなの和 社協プラン

第5次東大和地域福祉活動計画(素案)

(令和3年度～令和8年度)

令和3年 月

社会福祉法人 東大和市社会福祉協議会

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の目的	1
2	計画の位置付け	2
3	計画策定方法及び組織体制	2
4	計画期間	2
5	計画の背景(国等の施策)	3
第2章	地域福祉をめぐる現状	7
1	東大和市の新たな福祉施策の方向	7
2	日本の将来推計人口	7
3	東大和市の将来フレーム	7
4	東大和市が実施したアンケート調査概要と集計結果	12
5	福祉団体等へのアンケート調査結果	24
6	市及び福祉団体等へのアンケート調査結果からわかる現状と課題	27
第3章	第四次東大和市地域福祉活動計画における取組状況と評価	30
1	評価方法	31
2	社協全体としての活動展開(総合評価)	31
3	事業別の活動展開(総合評価)	34
第4章	第5次計画の基本理念と目標	39
1	第5次東大和市地域福祉活動計画の基本理念	39
2	第5次東大和市地域福祉活動計画の5つの基本目標	39
3	基本目標の実現に向けた7つの重点項目	42
4	計画の体系図	44
第5章	計画目標に基づく事業の展開	46
1	地域の暮らしを支える仕組みづくり	47
2	地域を支える担い手づくり	54
3	一人ひとりが尊重されるまちづくり	60
4	安心に暮らせるまちづくり	65
5	社会福祉協議会の確固たる基盤づくり	69
第6章	第5次計画の進捗管理・評価	76
	計画の進捗管理と評価方法	76
資料編		77
	(1)市のアンケートの抜粋・社協アンケート掲載	
	(2)策定委員会設置要項	
	(3)策定委員会経過	
	(4)用語解説	

新たな福祉のまちづくりに向けて

社会福祉法人 東大和市社会福祉協議会

会長 中 澤 正 至

東大和市社会福祉協議会では、平成28年3月に「みんなの和社協プラン 第四次東大和地域福祉活動計画」を策定し、基本理念である「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を実現するために、市民や関係団体の皆様との協働による地域福祉活動の推進に努めてまいりました。

この間においても我が国は、少子高齢化が急速に進展し、人口の減少に加え高齢者のみの世帯が増加し、家庭や地域の生活領域においても人と人とのつながり合いや支え合いの仕組みは、急速に希薄化が進むとともに地域が抱える福祉課題は、より一層多様化、複雑化し多岐にわたってきています。

こうした状況の中で、国においては、市民一人ひとりが福祉を「サービスの受け手と担い手」として考えるのではなく、当事者として「我が事」と考え、包括的な支援体制を構築していく「地域共生社会」の実現を目指しており、地域福祉推進の中心的な役割を担う社会福祉協議会には、身近な生活圏でのあらゆる生活課題への対応、また、地域のつながりの再構築が求められています。

また、本計画の策定にあたりましては、「住民の計画」として、広く市民の参加と提案を基本としながら、全国社会福祉協議会(全社協)が令和2年2月に策定した『全社協 福祉ビジョン 2020 ～ともに生きる豊かな地域社会の実現をめざして～』や東京都社会福祉協議会(東社協)が平成31年3月に策定した『東社協 中期計画“東京の多様性を活かした“地域共生社会づくり”の推進』の背景や方向性等を踏まえ、本会での、これまでの取組の成果や地域の福祉課題を整理し、地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、この度「第5次東大和地域福祉活動計画」を策定しました。

なお、本計画の推進に際しては、引き続き、市との連携(パートナーシップ)をより強固なものとし、東大和市の地域福祉施策の充実に努め、誰もが安心して暮らせるよう「みんなで支え合い・つながり合って安心して暮らせるまち ひがしやまと」を進めてまいります。事業の実施にあたりましては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた感染症対策を十分(適時)講じながら事業に取り組んでまいります。地域の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、市民の皆様によるパブリックコメントや貴重なご意見、ご提言をいただきました東大和市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員の皆様をはじめ、アンケートにご協力をいただきましたボランティア、福祉関係団体等の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

東大和市(以下「市」という。)の人口は、令和3年度頃から総人口の減少が進行し始めますが、65歳以上の高齢者人口では増加する見込みとなっています。

このような少子高齢化が進展する中で、わが国では、地域住民同士のつながりの希薄化、家族形態の変容等により、社会的孤立(ひきこもり等)や経済的困窮(8050問題等)等地域生活課題が顕著化し、公的な制度や施策だけでは補うことができないほど、様々な課題が浮き彫りになってきています。

これまでの日頃の見守りや地域での助け合いの重要性がますます求められてきています。地域における人と人とのつながりをこれまで以上に大切にするとともに、誰もが安心して暮らすことのできる地域を創っていく必要があります。

そのためには、すべての住民が住み慣れた地域において、家族や隣近所とのつながりを保つとともに、住民同士の支え合いによる支援と公的なサービスの充実を両輪とした地域福祉の推進が必要です。

東大和市社会福祉協議会(以下「本会」という。)では、第5次東大和地域福祉活動計画(以下「本計画」という。)を策定し、地域福祉に関連する施策を計画的に推進するとともに、そのための仕組づくりを通じて、地域住民や地域団体、組織の参加と協働のもと、安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指すこととします。

2 計画の位置付け

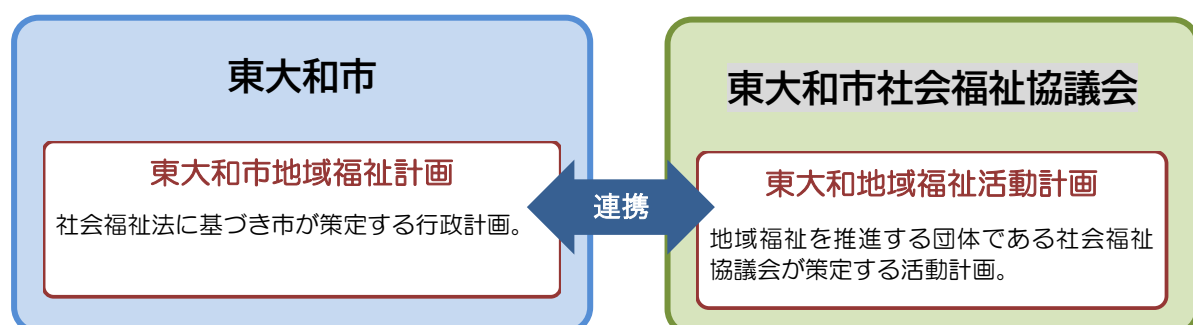
① 社会福祉協議における地域福祉活動計画

社会福祉協議会は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第109条において「地域福祉を推進する組織」として位置づけられています。

「住民主体」の原則を基に、地域の生活課題を発掘・共有化し、地域住民と共に課題の解決に向けた対応を図っていく役割があります。社会福祉協議会がこうした使命や役割を果たしていくために必要な指針となる基本計画が「地域福祉活動計画」であります。

本計画を策定することによって、本会の果たす役割であります「地域福祉の推進」を計画的に実施していくことができるようになります。また、本計画は、市により同時に本年度策定される「東大和市地域福祉計画」(以下「市計画」という。)をはじめとする、福祉分野の各計画との整合性・連携を図り策定するものであります。

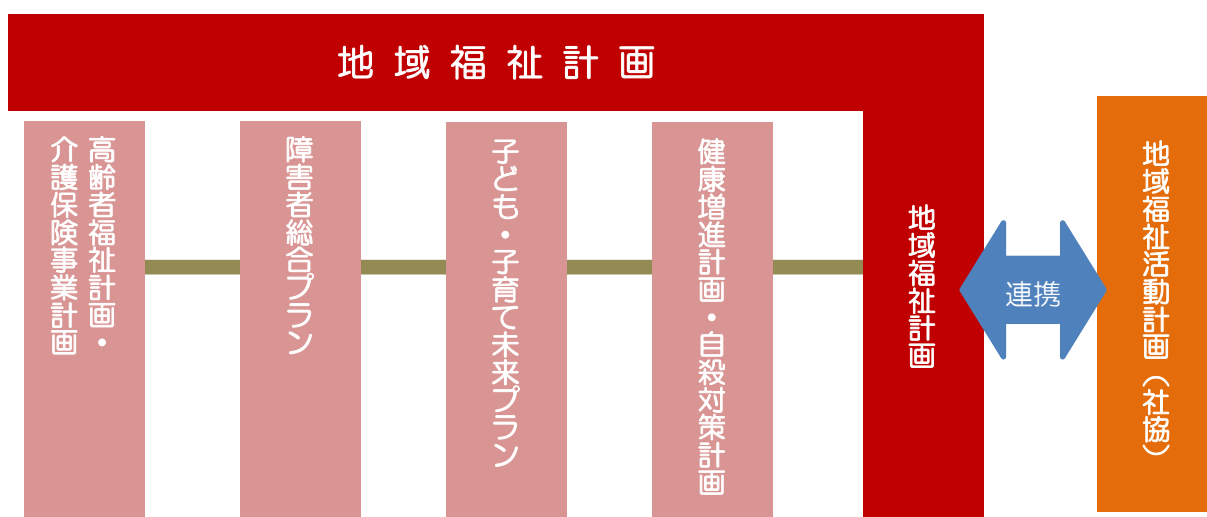
<計画の関係図 図一①>



② 市における地域福祉計画

平成30年4月の法の一部改正により、市町村の定める地域福祉計画については、社会福祉法第107条により規定され、厚生労働省からの各種通知においても、同計画を策定・実施していくことが地域福祉の推進を図る上で重要な意義を有するとされています。更に、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられ策定されます。（「地域福祉計画の策定ガイドライン」から）

<地域福祉計画と他の計画の関係図 図一②>



出典：東大和市地域福祉計画

3 計画策定方法及び組織体制

本計画策定にあたっては、東大和市社会福祉協議会第5次地域福祉活動計画策定委員会設置要領に基づき、地域福祉活動・市民活動団体、福祉・児童関係施設団体、行政機関、当会理事及び評議員等で構成する「東大和市社会福祉協議会第5次地域福祉活動計画策定委員会」（以下「委員会」という。）を組織しました。

また、委員会に基本目標の1から4までの4つの分野について、それぞれ「小委員会」を設置するとともに、東大和市社会福祉協議会職員による「作業委員会」を設け、検討を行いました。

4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和8年度（2026年度）までの6年間とします。

これまでの計画では、計画期間を5年間として策定してきましたが、本計画と連携する市計画と計画期間を同期間とすることで、市計画の「基幹」としての機能と本計画の「枝葉」としての機能の一層の連動性を高めることが可能となります。

また、計画期間の3年目(令和5年度)には、法律や制度の改正、社会状況の変化や社会福祉の動向に適合した計画の見直しを行います。

なお、本計画に基づく具体的な各年度の計画内容については、本会の年次事業計画に反映し、事業を推進します。

<本計画を含めたこれまでの計画の計画期間等>

計画の名称	計画期間	期間年数
東大和地域福祉活動計画	平成 6年度～平成10年度	5年間
上記計画の修正で対応(福祉の大きな変革期のため)	平成11年度～平成17年度	—
第二次東大和地域福祉活動計画	平成18年度～平成22年度	5年間
第三次東大和地域福祉活動計画	平成23年度～平成27年度	5年間
第四次東大和地域福祉活動計画	平成28年度～令和 2年度	5年間
第5次東大和地域福祉活動計画	令和 3年度～令和 8年度	6年間

5 計画の背景(国等の施策)

(1) 国の福祉施策

平成30年4月1日に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成29年法律第52号)が施行されました。この法律においては、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとされました。

また、令和3年4月1日から施行される「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第52号)では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する市町村の包括的な支援体制の構築への支援が位置付けられました。

① 地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムは、「地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を送ることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制」としています。

出典：(社会保障制度改革プログラム法・地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律)

② 地域共生社会

地域共生社会とは、「制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会を目指すもの。」としています。

出典：(「地域共生社会」の実現に向けて)(当面の改革工程)厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部)

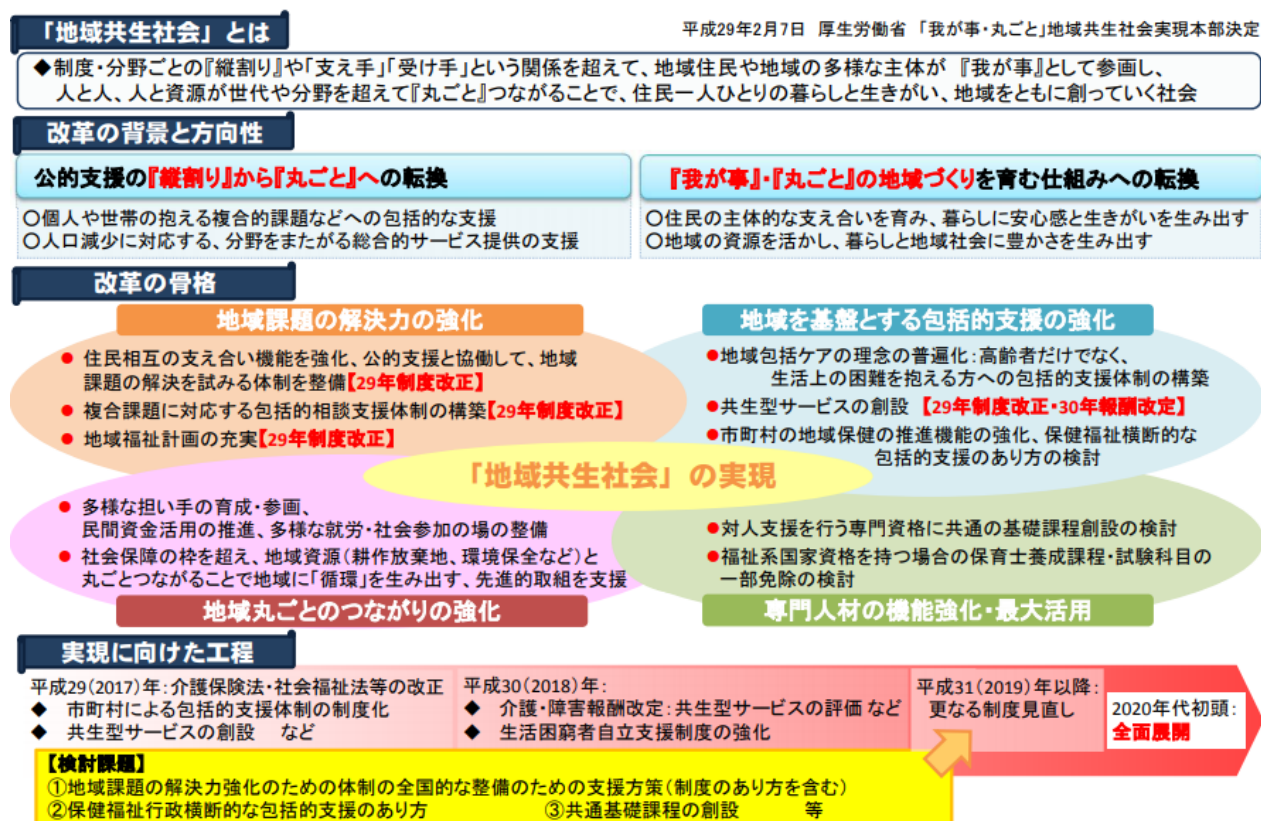
③ 地域共生社会の実現と地域包括ケアシステムとの関連性

「地域共生社会と地域包括ケアシステムの関係について整理すると、『地域共生社会』とは、今後、日本社会全体で実現していこうとする社会全体のイメージやビジョンを示すものであり、高齢者分野を出発点として改善を重ねてきた『地域包括ケアシステム』は『地域共生社会』を実現するための『システム』『仕組み』であるとまとめられる。」

「高齢者ケアの分野で培ってきた地域包括ケアシステムの考え方や実践は、他分野との協働にも活用できる汎用性の高いものであり、したがって、地域包括ケアシステムの深化と進化は、地域共生社会というゴールに向かっていく上では、今後も欠かせないものといえるだろう。」としています。

出典：地域包括ケア研究会平成29年3月、出典：①、②、③「2040年を見据えた社会保障・地域共生社会」厚生労働省地方厚生(支)局業務支援特別プロジェクト推進室 2020年2月 資料1

<地域共生社会の概要 図③>



出典：厚生労働省資料

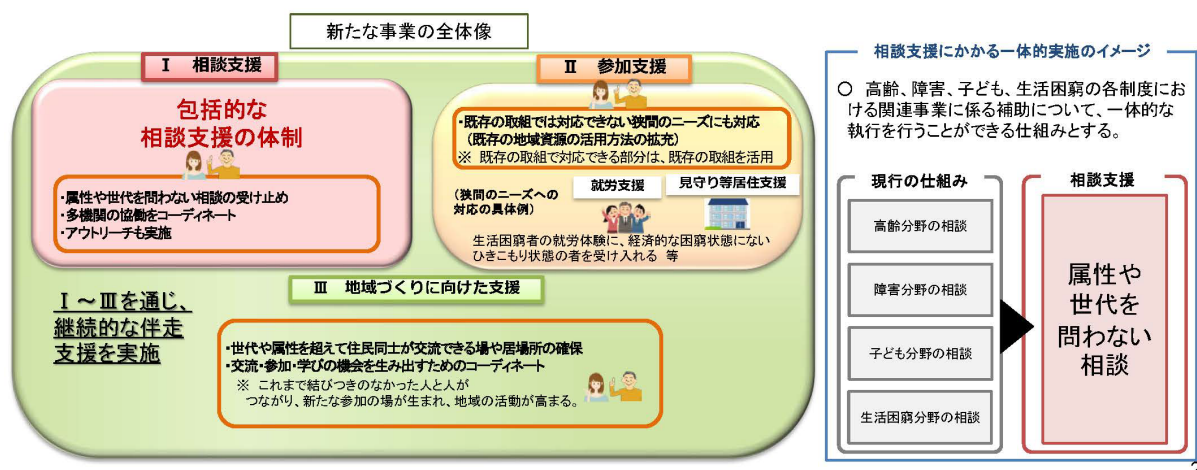
(2) 地域を基盤とする包括的支援体制

厚生労働省の「地域共生社会」の実現に向けての中では、「地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者のみならず、生活上の困難を抱える障害者や子どもなどが地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を『丸ごと』支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現していきます。」としています。

また、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ

地域づくりに向けた支援を実施する事業(次表 図—④)を創設するとされました。

<包括的な支援体制の概要 図—④>



出典:厚生労働省資料

(3) 全国社会福祉協議会が目指すもの

令和2年2月に社会福祉法人全国社会福祉協議会(以下「全社協」という。)では、「ともに生きる豊かな地域社会」の実現を目指して、2040 年を見据えつつ 2030 年までの10年間における横断的な取組の方向性を提起する「全社協 福祉ビジョン2020」(以下、福祉ビジョン2020という。2020年4月～2030年3月)を策定しました。

この中で、「国が示した「地域共生社会」は、法第4条に規定されている 地域福祉の推進の理念を包含するものであるとして、地域共生社会の実現に向けて、これまで以上に、地域住民や福祉組織・関係者が主体となって連携・協働し、地域生活課題の解決のための活動を展開していくことが求められています。」としています。

さらに、我が国においても「国際的には豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標(SDGs)」の「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けた取組が官民ともに進められています。」として、この実現は、「社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものであります。」としています。

また、「福祉施設等において環境に配慮した消費財への切り替えを行うなど、福祉組織・関係者も社会の一員としてSDGs の17の目標における取り組みを意識し、自らの行動を問い直していく必要があります。」としています。

本会においても、事業の実施にあたっては、SDGs の目標に沿った取組を進めていきます。

出典:全社協 福祉ビジョン2020から抜粋

<持続可能な開発目標(SDGs)の概要 図—⑤>



出典:外務省ホームページ

(4) 東京都社会福祉協議会が目指すもの

東京都社会福祉協議会(以下「東社協」という。)では、平成31年3月に平成31年度からの3か年における『東社協中期計画(2019年度～2021年度)』を策定しました。この中の共通目標の目指すべき地域社会の姿として「東京の多様性を活かした“地域共生社会づくり”の推進」としています。

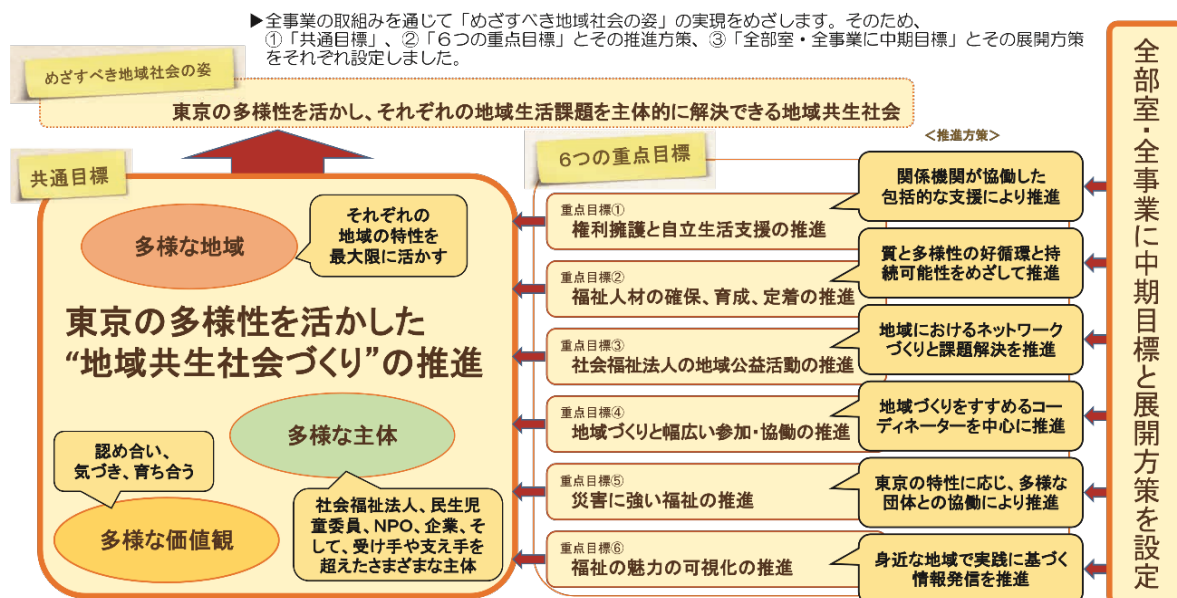
「地域共生社会」づくりにあたっては、「東京の多様性」を活かし、「多様な地域」を持つ、それぞれの地域特性を大切にしながら、東京らしく「多様な価値観を認め合い」、そして、東京らしく「多様な主体が活躍する」ことによって“地域共生社会づくり”を推進します。」としています。

また、「福祉人材対策」「災害対応」に引き続き重点的に取り組むとともに、次の6つの重点目標が設定されています。

<東社協中期計画 図—⑥>

～①「共通目標」「6つの重点目標」と「全事業に中期目標」

3 中期計画の全体像



出典: 東社協中期計画 説明資料から抜粋

第2章 地域福祉をめぐる現状

1 東大和市の新たな福祉施策の方向

市では、令和2年(2020年)9月26日に開催されました「市制施行50周年記念式典」において、『東大和市健幸都市宣言』(以下「宣言」という。)及び『東大和市子どもと大人のやくそく(東大和市子ども・子育て憲章)』(以下「やくそく」という。)が発表されました。

『宣言』は、市で推進する健康増進施策の基本理念である「生涯にわたって健康でいきいきと豊かな人生をおくることができるまち」を前提として、『～一人ひとりが協力して 限りある命を大切に、健康で幸せに暮らせるまち 健幸都市 東大和～』として、更なる健康寿命の延伸を図ろうとするものであります。

この『宣言』は、令和3年度(2021年度)を計画の始期とする福祉分野の5計画の一つであります「第2次東大和市健康増進計画」における基本理念として謳われています。

また、『やくそく』は、『東大和市に住むすべての人たちが、みんなで明るい未来を目指し、それぞれが自分らしく成長していけるように』、子どもと大人、それぞれがお互いに呼びかけ合い、お互いの心を通じ合わせるといった思いが込められています。

日々の暮らしの中で、東大和市に住むすべての人たちの心に刻んでもらうことで、東大和市の子ども・子育てに対する想いをいつまでも繋いでいこうとするものであります。

本会においても、この『宣言』及び『やくそく』の趣旨を踏まえ、心や身体の健康の保持、向上及び子どもたちの健やかな成長に繋がるための事業や啓発活動の推進を図ります。

2 日本の将来推計人口(平成28(2016)年～令和47(2065)年)

国立社会保障・人口問題研究所が令和元年(2019年)12月25日発行した「日本の将来推計人口(平成29年推計):平成28(2016)年～令和47(2065)年」では、日本の総人口の推移として、「人口推計の出発点である平成27(2015)年の日本の総人口は、同年の国勢調査によれば1億2,709万人であった。出生中位推計の結果に基づけば、この総人口は、以後長期の人口減少過程に入る。令和22(2040)年の1億1,092万人を経て、令和35(2053)年には1億人を割って9,924万人となり、令和47(2065)年には8,808万人になるものと推計される。」としています。

また、「老年(65歳以上)人口割合を見ると、平成27(2015)年現在の26.6%で4人に1人を上回る状態から、出生中位推計では、令和18(2036)年に33.3%で3人に1人となり、令和47(2065)年には38.4%、すなわち2.6人に1人が老年人口となる。出生高位推計では、令和20(2038)年に33.6%で3人に1人となり、令和47(2065)年には35.6%、すなわち2.8人に1人が老年人口である。」としています。

(推計時での平成の年号を令和の年号に変えて引用しています。)

3 東大和市の将来フレーム(～令和22年(2040年))

(1)総人口・高齢者人口等の見込み

市の総人口は、本計画期間(令和3～5年度)や令和5年度までは84,000人台で推

移し、令和22年(2040年)には80,000人近くに減少する見込みとなっています。

また、40～64歳人口(介護保険の第2号被保険者数)は、令和5年までは、増加が見込まれる一方、以降は減少に転じる見込みとなっています。

さらに、65歳以上人口は令和22年度まで一貫して増加が見込まれており、当市で最も人口規模の大きい世代である、いわゆる団塊ジュニア世代(1971年～74年生まれ)が65歳以上となる令和22年度(2040年度)には、高齢化率が35%近くに、75歳以上の後期高齢化率が18%超に上昇する見込みです。

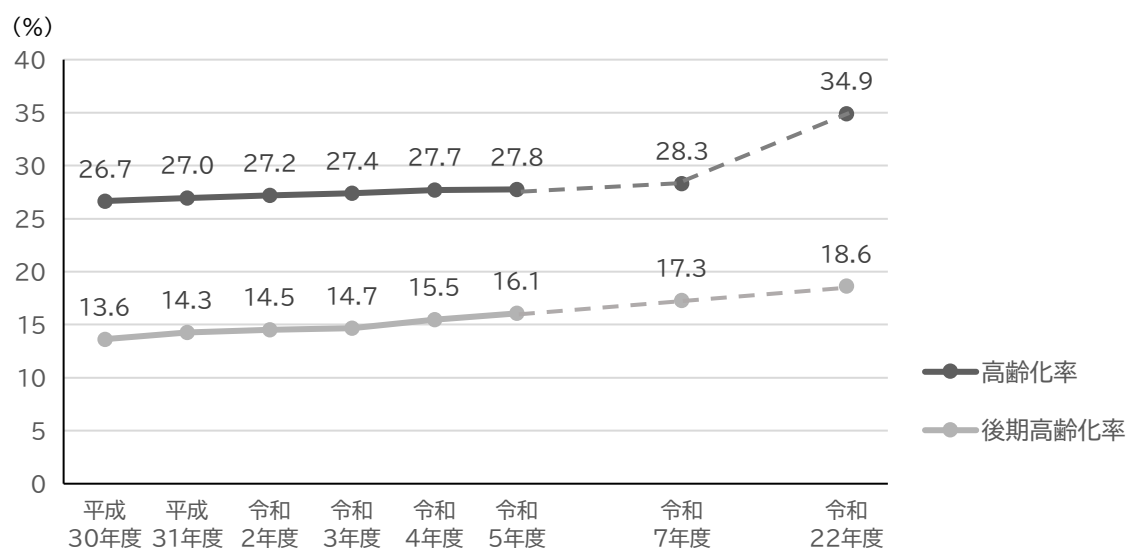
〈総人口・高齢者人口等の見込み 表―①〉

(単位:人)

項 目	実 績			推 計				
	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
総人口	85,534	85,277	85,305	84,986	84,841	84,389	83,604	80,301
40～64 歳	29,451	29,686	29,886	29,979	30,124	30,309	30,227	23,492
65 歳以上	22,806	22,992	23,191	23,298	23,516	23,428	23,641	28,019
65～74 歳	11,144	10,828	10,810	10,821	10,393	9,871	9,172	13,056
75 歳以上	11,662	12,164	12,381	12,477	13,123	13,557	14,469	14,963

出典:東大和市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

〈高齢化率、後期高齢化率の見込み 図―⑦〉



出典:東大和市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

(2) 一人暮らし高齢者世帯数の見込み

東京都の推計によりますと、当市の一人暮らし高齢者世帯数(世帯主が65歳以上の単独世帯数)は平成27年の4,343世帯から、令和7年には5,000世帯超に、令和

22年には6,000世帯近くまで増加する見込みです。

<一人暮らし高齢者世帯数の見込み 表―②>

(単位:世帯)

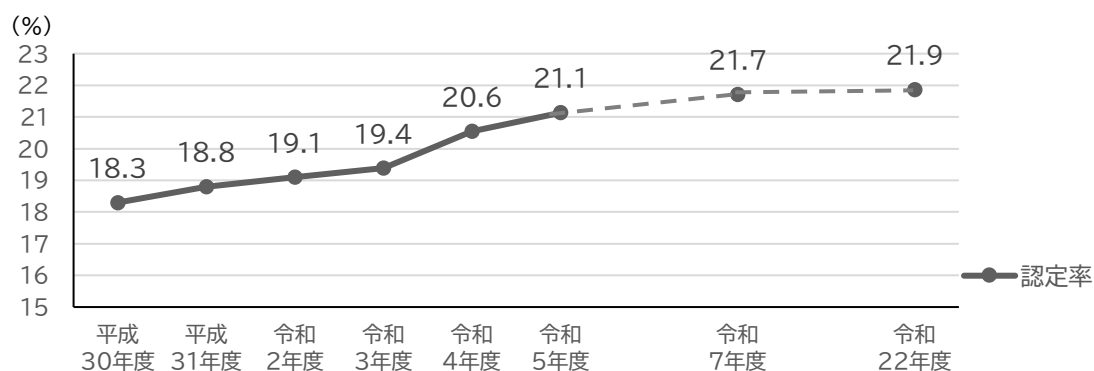
項 目	平成 27 年 (2015 年)	令和2年 (2020 年)	令和7年 (2025年)	令和 22 年 (2040 年)
世帯主が65歳以上の単独世帯数	4,343	4,833	5,099	5,801

出典:東大和市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画(東京都「東京都世帯数の予測 平成31年3月」)

(3) 要支援・要介護認定率の見込み

65歳以上の高齢者人口に占める要支援・要介護認定率は、令和7年度(2025年度)頃まで漸増し、以降は、令和22年度(2040年度)まで約22パーセントで推移する見込みです。

<要支援・要介護認定率(要支援・要介護認定者数/65歳以上人口)の見込み 図―⑧>



出典:東大和市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

(4) 認知症高齢者数の見込み

国の将来推計による認知症患者推定有病率は、令和7年(2025年)に20.6%、令和22年(2040年)に25.4%に上昇する見通しで、この推計値を当てはめると、当市の認知症高齢者数は令和7年(2025年)には5,000人近くに、令和22年(2040年)には7,000人超に増加する見込みです。

<認知症高齢者数の見込み 表―③>

(単位:人)

項 目	平成 27 年 (2015 年)	令和2年 (2020 年)	令和7年 (2025年)	令和 22 年 (2040 年)
A 認知症高齢者数(C×B)	3,473	4,174	4,870	7,117
B 認知症患者推定有病率	16.0%	18.0%	20.6%	25.4%
C 65 歳以上人口	21,707	23,191	23,641	28,019

出典:東大和市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

出典:認知症患者推定有病率は厚生労働省「認知症の人の将来推計について」、65 歳以上人口は住民基本台帳人口(各年 10 月1日現在、令和7年及び令和22年は推計値)

(5) 障害手帳所持者の推移

障害手帳所持者数(身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人)は、毎年50人前後増加しており、人口は微減傾向であるものの、高齢化の進行や知的障害のある人、精神障害のある人の増加傾向を勘案すると、今後もしばらくの間、増加していくことが予測されます。

なお、障害者基本法等で規定された「障害」の範囲には、発達障害や難病などに起因する障害もあり、これらの人を加えると、実際の障害のある人の数は、さらに増えるものと思われます。

また、平成31年度の精神障害者保健福祉手帳所持者は870人で、平成27年度から平成31年度の5年間で、197人(29.3%)と増加傾向にあります。

<手帳所持者数の推移 表—④>

(単位:人)

年度	総人口	身体障害者 手帳所持者	愛の手帳 所持者	精神障害者 保健福祉手帳 所持者	合計
平成27年度	86,044	2,663	668	673	4,004
平成28年度	85,857	2,645	700	707	4,052
平成29年度	85,698	2,682	727	757	4,166
平成30年度	85,337	2,675	741	805	4,221
平成31年度	85,266	2,617	770	870	4,257

※各年度3月末現在

出典:第2次東大和市障害者総合プラン(※各年度3月末現在)

(6) 生活困窮者相談件数の推移

市の生活困窮者からの相談受付件数は、生活困窮者自立支援制度が開始された平成27年度は349件でしたが、平成28年度、29年度は約250件で推移し、平成30年度以降は再び300件に近づいています。

<生活困窮者相談件数の推移(各年度末) 表—⑤>

(単位:件)

(件)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
相談受付件数	349	259	250	294	296

出典:第6次東大和市地域福祉計画

(7) 日常生活圏域の高齢者人口

日常生活圏域は、身近な地域に様々なサービス拠点を整備し、要介護・要支援状態、認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが可能となるよう、介護サービス基盤の整備を推進するために取り入れられた考え方です。

65歳以上の高齢者の割合は、きよはら圏域が高くなっています。

<日常生活圏域別人口 表―⑥>

日常生活圏域	町名	総人口	65 歳以上	75 歳以上	85 歳以上
いもくぼ	多摩湖、芋窪、蔵敷、奈良橋、湖畔、高木、狭山、上北台1・2丁目	26,794 人	7,628 人 (28.5%)	4,114 人 (15.4%)	1,120 人 (4.2%)
きよはら	清水、仲原、向原、清原、新堀	24,031 人	7,250 人 (30.2%)	4,055 人 (16.9%)	1,155 人 (4.8%)
なんがい	上北台3丁目、桜が丘、立野、中央、南街	34,441 人	8,184 人 (23.8%)	4,111 人 (11.9%)	1,090 人 (3.2%)

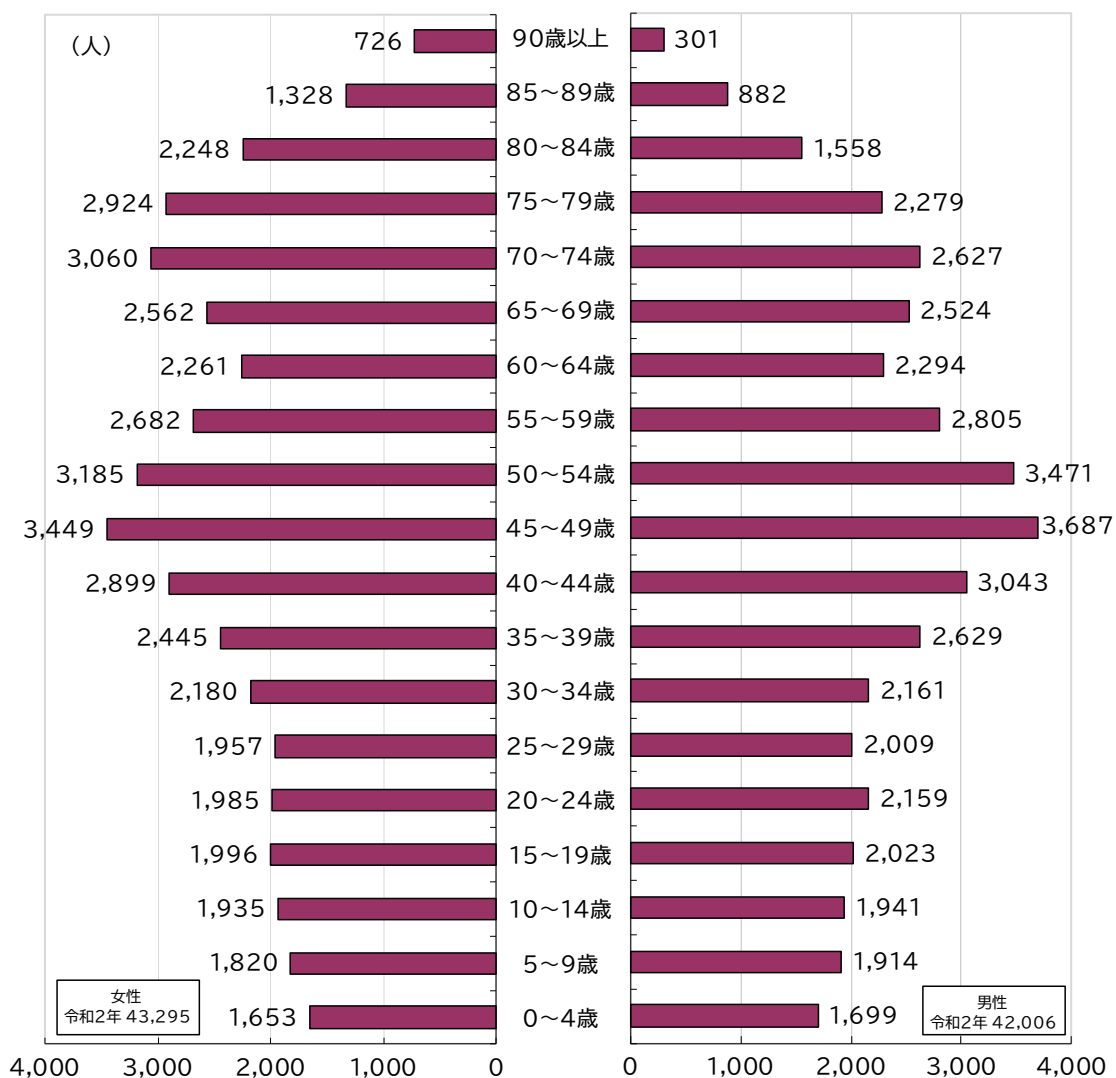
出典：東大和市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画(住民基本台帳：令和2年4月1日現在)

(8) 年代別人口の構成

男女とも、45歳～54歳を中心とした年齢層と70歳～79歳までの年齢の二つの層の人数が多い人口構成になっています。

(単位：人)

<人口ピラミッド (令和2年1月1日現在 図―⑨)>



出典：第6次東大和市地域福祉計画

4 東大和市が実施したアンケート調査概要と集計結果

市では、「第6次地域福祉計画(令和3年度から令和8年度)」を策定するにあたり、基礎資料とするため次のとおり調査を行いました。

今回の調査では、策定期間を同一とする本会の「第5次計画(令和3年度から令和8年度)」においても、本会の認知度やサービスの満足度等の6個の項目について調査項目を設定し、市のアンケート調査に含めて実施する形態を取ることができました。

また、市のアンケート調査の項目(49個)の中で、特に本会の事業を行う上で密接に関係する地域の背景等の項目についても、併せて抜粋して掲載しました。

なお、この調査により個別に浮かび上がった地域課題とその解決策についても、アンケート結果の後に考察することとしました。

【市のアンケート調査概要・調査の目的:抜粋】

本市では、市民の皆様が住みなれた地域で支えあい・助けあって、安心して暮らせるよう、地域福祉の更なる推進を目指して、地域福祉の土台となる新しい東大和市地域福祉計画(第6次)作成の基礎資料とするため、市民に「福祉」についての考えや地域活動の参加状況をお聞きするアンケート調査を実施した。

- (1) 調査対象:市内在住の20歳以上の市民3,000人を無作為抽出
- (2) 調査期間:令和元(2019)年11月18日(月)~12月6日(金)
- (3) 調査方法:郵送配布・郵送回収
- (4) 配布・回収状況:

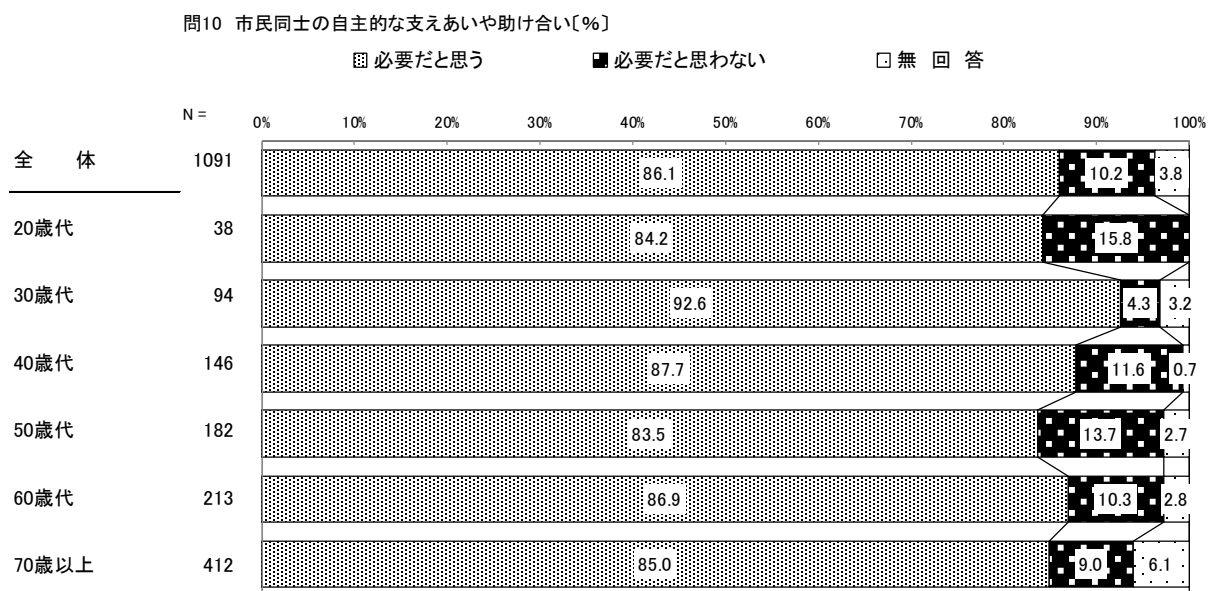
配布数	回収数	有効回答率
3,000 票	1,091 票	35.7%

※ 以下、市のアンケート調査項目の問番号をそのまま掲載しています。

問10. あなたは、地域の課題解決のために、市民同士の自主的な支えあい・助けあいが必要だと思いますか。

全体では、「必要だと思う」が 86.1%と多くを占める。

年代別では、30 歳代で「必要だと思う」が 92.6%と最も多い。



【問10で1を選んだ方】どのようなときに必要だと思いますか。

全体では、「災害が発生したとき」が 70.1%と最も多く、次いで「高齢者の孤独死や虐待などを聞いたとき」と「子どもに関する事件などを聞いたとき」がそれぞれ 40%を超えて多い。

年代別では、20 歳代で「災害が発生したとき」が 81.3%と多く、30 歳代と 40 歳代で「子どもに関する事件などを聞いたとき」がそれぞれ 65%を超えて多い。

地区別では、南東地域(清原、新堀、仲原)で「高齢者の孤独死や虐待などを聞いたとき」が 52.8%と多い。

4. 社会福祉協議会や地域に関わっている団体・活動

4.1 社会福祉協議会について

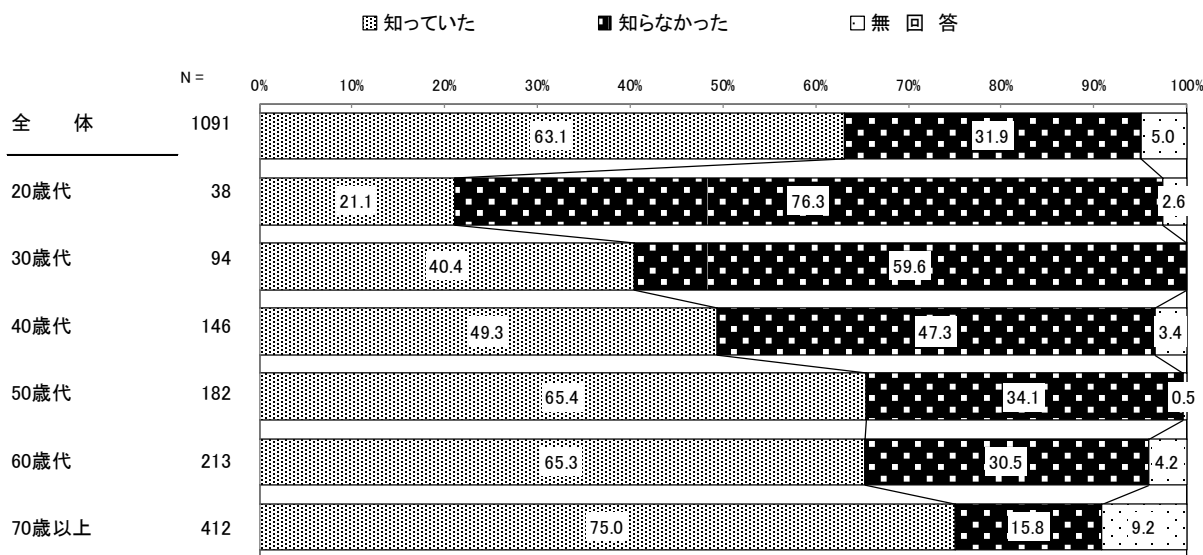
問22. あなたは、地域福祉の推進を図るために諸活動を行っている「東大和市社会福祉協議会」という組織を知っていましたか。

全体では、「知っていた」が 63.1%と半数を超えている。

年代別では、「知っていた」は 20 歳代で 21.1%と少ないが、50 歳代から 65%を超え、70 歳以上は 75.0%である。

地区別では、南西地域(立野、上北台、桜が丘)で「知っていた」が 55.3%と少ない。

問22 「東大和市社会福祉協議会」の認知〔%〕



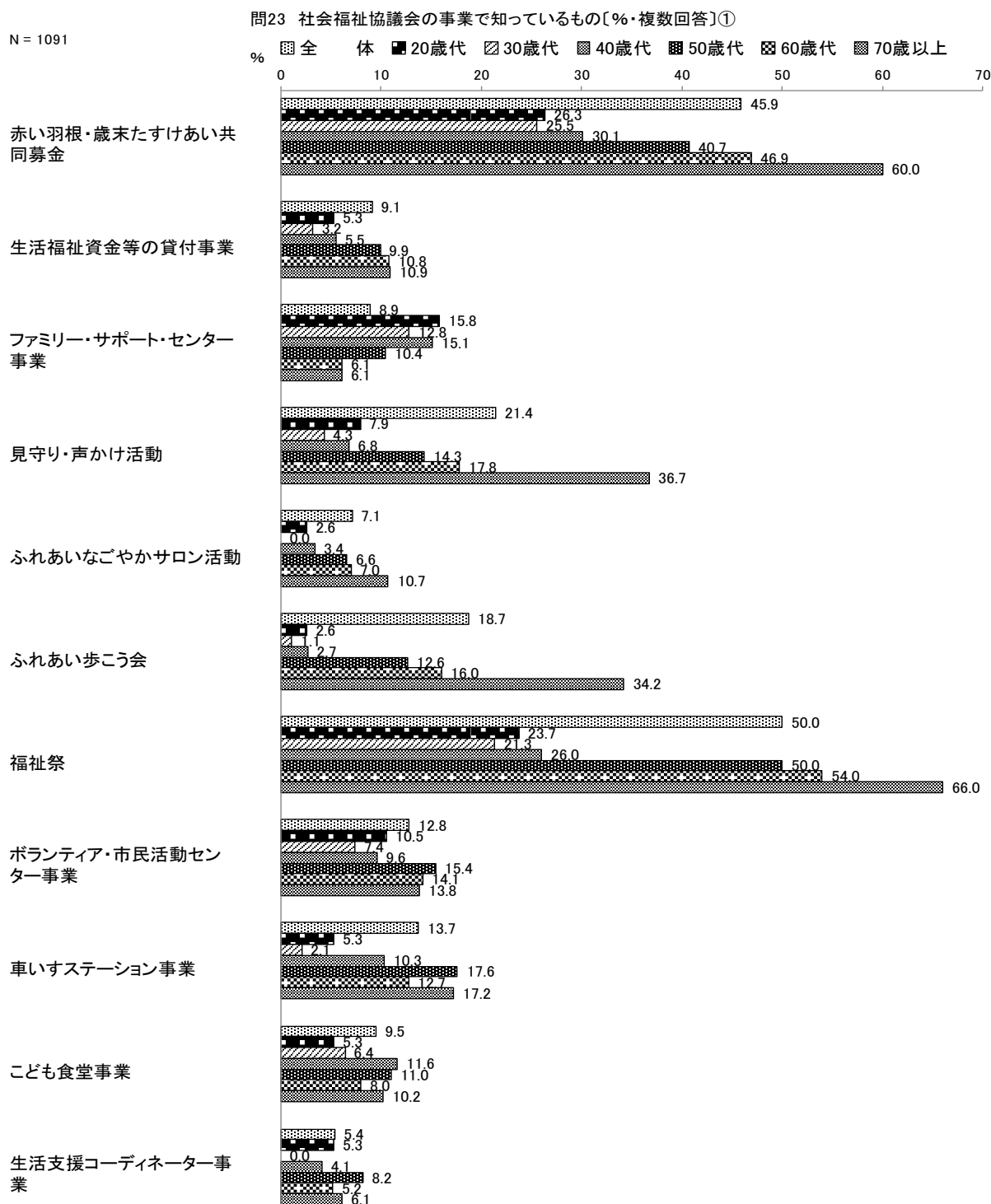
		問22「東大和市社会福祉協議会」の認知〔%〕			
		全 体	知って いた	知らな かった	無回答
地区別	全 体	1091 100.0	688 63.1	348 31.9	55 5.0
	北東地域(清水、狭山)	122 100.0	80 65.6	36 29.5	6 4.9
	北地域(多摩湖、湖畔、奈良橋、高木)	130 100.0	87 66.9	38 29.2	5 3.8
	北西地域(蔵敷、芋窪)	113 100.0	77 68.1	33 29.2	3 2.7
	南東地域(清原、新堀、仲原)	128 100.0	82 64.1	37 28.9	9 7.0
	南地域(中央、南街、向原)	286 100.0	190 66.4	85 29.7	11 3.8
	南西地域(立野、上北台、桜が丘)	304 100.0	168 55.3	116 38.2	20 6.6
	無 回 答	8 100.0	4 50.0	3 37.5	1 12.5

問23. あなたは、社会福祉協議会の事業やサービスについて、知っているものがありますか。

全体では、「福祉祭」が 50.0%、「赤い羽根・歳末たすけあい共同募金」が 45.9%、「社協だよりの発行」が 45.6%と多く、「見守り・声かけ活動」が 21.4%と続いている。

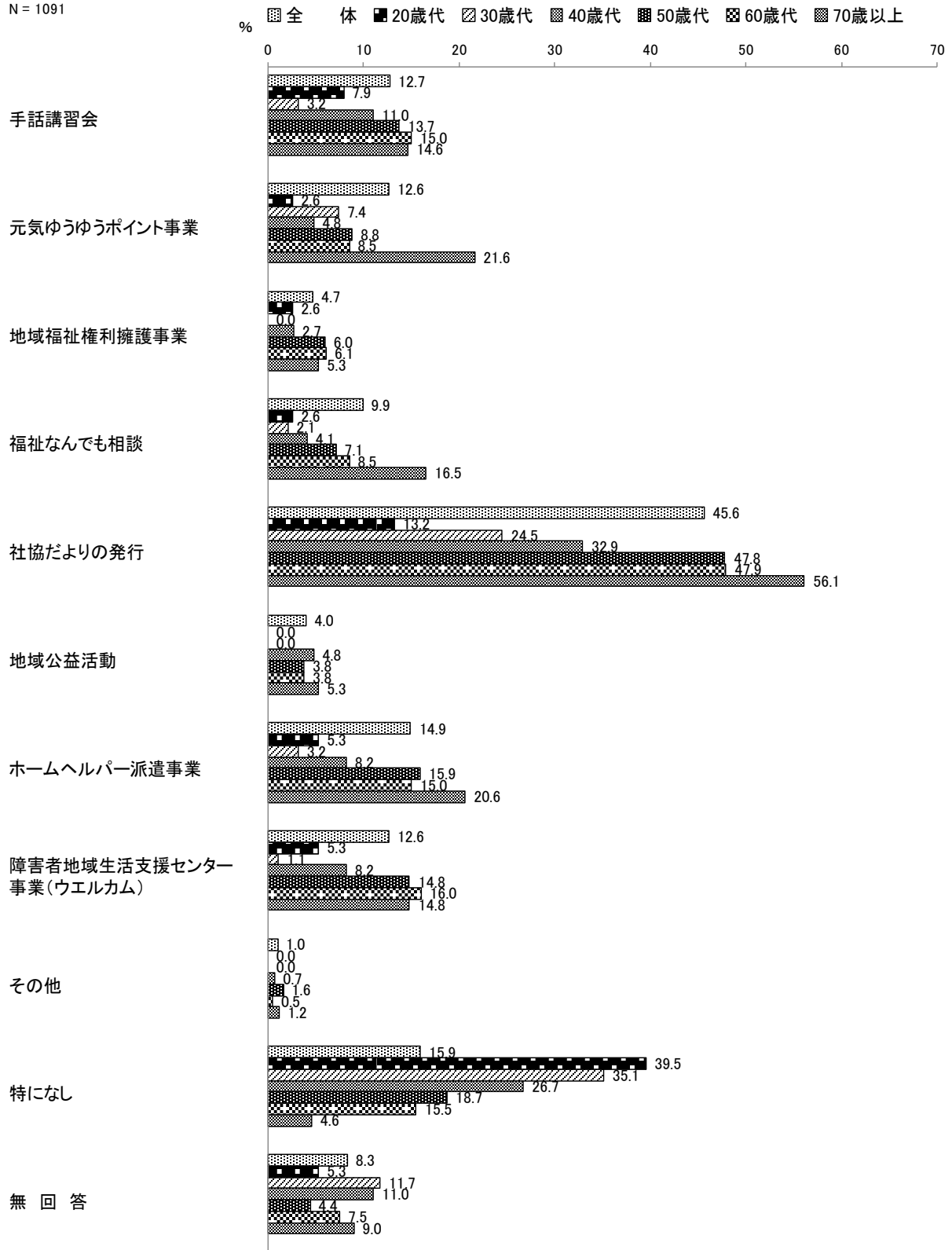
年代別では、70 歳以上で「福祉祭」が 66.0%、「赤い羽根・歳末たすけあい共同募金」が 60.0%、「社協だよりの発行」が 56.1%、「見守り・声かけ活動」が 36.7%と多い。

地区別では、南西地域(立野、上北台、桜が丘)で「福祉祭」が 37.8%、「社協だよりの発行」が 38.8%とそれぞれ少ない。



N = 1091

問23 社会福祉協議会の事業で知っているもの〔%・複数回答〕②



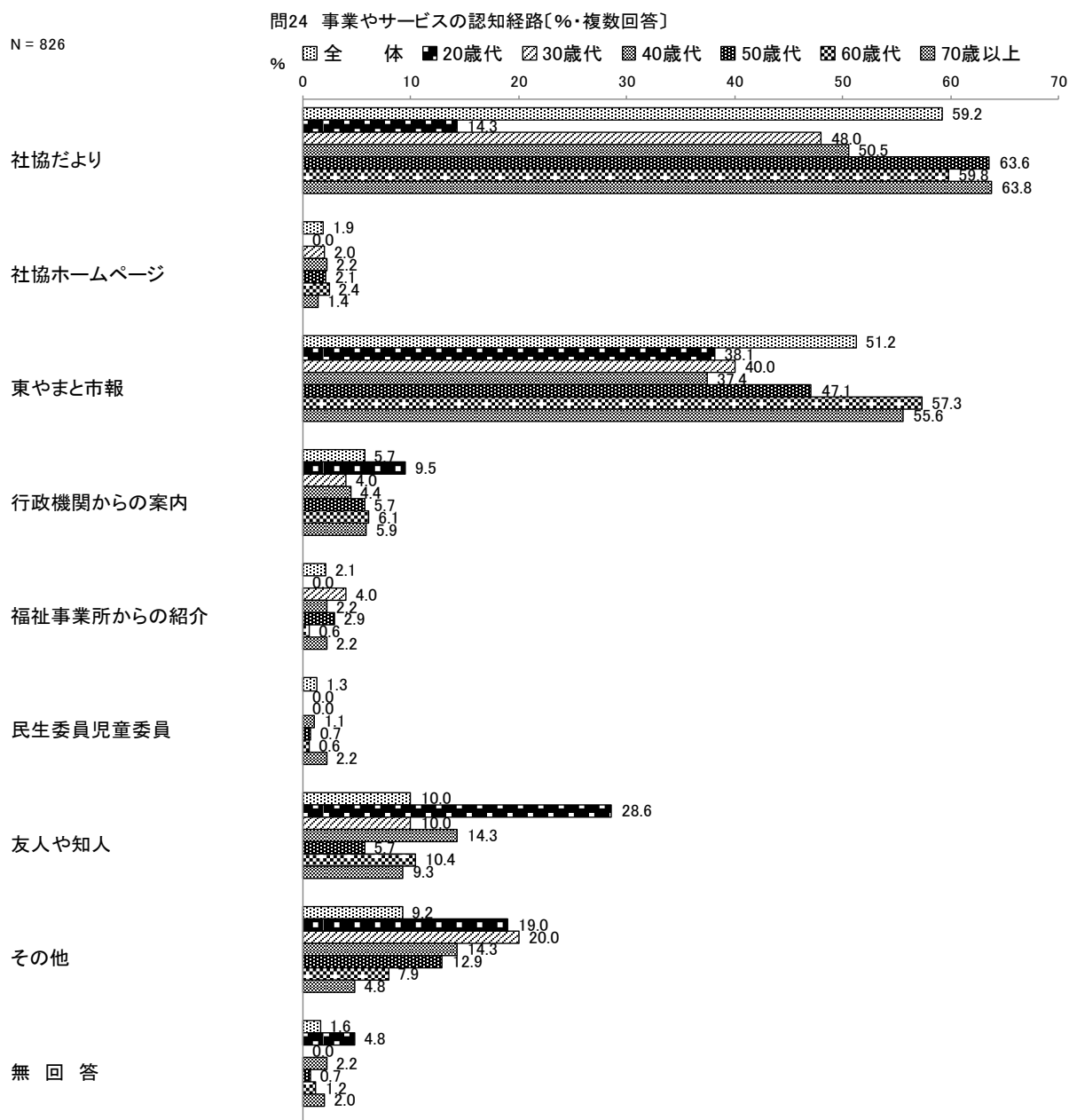
		問23社会福祉協議会の事業で知っているもの〔%・複数回答〕											
		全 体	赤い羽根・ 歳末たすけ あい共同募 金	生活福祉 資金等の 貸付事業	ファミリー・ サポート・セ ンター事業	見守り・声 かけ活動	ふれあいな ごやかサロ ン活動	ふれあい 歩こう会	福祉祭	ボランティ ア・市民活 動センター 事業	車いすス テーション 事業	こども食堂 事業	生活支援 コーディネ ーター事業
地区別	全 体	1091 100.0	501 45.9	99 9.1	97 8.9	233 21.4	77 7.1	204 18.7	545 50.0	140 12.8	149 13.7	104 9.5	59 5.4
	北東地域 (清水、狭 山)	122 100.0	62 50.8	13 10.7	11 9.0	23 18.9	7 5.7	26 21.3	69 56.6	11 9.0	16 13.1	11 9.0	9 7.4
	北地域(多 摩湖、湖 畔、奈良 橋、高木)	130 100.0	55 42.3	6 4.6	8 6.2	28 21.5	5 3.8	29 22.3	75 57.7	21 16.2	16 12.3	12 9.2	5 3.8
	北西地域 (蔵敷、芋 窪)	113 100.0	60 53.1	12 10.6	10 8.8	26 23.0	6 5.3	29 25.7	67 59.3	15 13.3	15 13.3	12 10.6	6 5.3
	南東地域 (清原、新 堀、仲原)	128 100.0	59 46.1	15 11.7	10 7.8	34 26.6	12 9.4	22 17.2	64 50.0	20 15.6	28 21.9	10 7.8	14 10.9
	南地域(中 央、南街、 向原)	286 100.0	137 47.9	35 12.2	25 8.7	74 25.9	32 11.2	62 21.7	155 54.2	39 13.6	41 14.3	34 11.9	15 5.2
	南西地域 (立野、上 北台、桜が 丘)	304 100.0	125 41.1	18 5.9	32 10.5	46 15.1	15 4.9	35 11.5	115 37.8	34 11.2	33 10.9	25 8.2	10 3.3
	無 回 答	8 100.0	3 37.5	- -	1 12.5	2 25.0	- -	1 12.5	- -	- -	- -	- -	- -
		手話講習 会	元気ゆう ゆうポイン ト事業	地域福祉 権利擁護 事業	福祉なん でも相談	社協だよ りの発行	地域公益 活動	ホームヘ ルパー派 遣事業	障害者地域 生活支援セ ンター事業 (ウエルカ ム)	その他	特になし	無回答	
	全 体	139 12.7	138 12.6	51 4.7	108 9.9	497 45.6	44 4.0	163 14.9	137 12.6	11 1.0	174 15.9	91 8.3	
地区別	北東地域 (清水、狭 山)	11 9.0	16 13.1	7 5.7	11 9.0	63 51.6	6 4.9	19 15.6	18 14.8	- -	16 13.1	9 7.4	
	北地域(多 摩湖、湖 畔、奈良 橋、高木)	14 10.8	16 12.3	2 1.5	11 8.5	57 43.8	6 4.6	19 14.6	15 11.5	1 0.8	20 15.4	10 7.7	
	北西地域 (蔵敷、芋 窪)	22 19.5	19 16.8	6 5.3	12 10.6	58 51.3	7 6.2	16 14.2	14 12.4	- -	15 13.3	10 8.8	
	南東地域 (清原、新 堀、仲原)	21 16.4	21 16.4	8 6.3	15 11.7	58 45.3	5 3.9	28 21.9	17 13.3	3 2.3	20 15.6	16 12.5	
	南地域(中 央、南街、 向原)	42 14.7	43 15.0	18 6.3	37 12.9	141 49.3	14 4.9	53 18.5	47 16.4	4 1.4	38 13.3	18 6.3	
	南西地域 (立野、上 北台、桜が 丘)	29 9.5	23 7.6	10 3.3	22 7.2	118 38.8	6 2.0	28 9.2	26 8.6	2 0.7	64 21.1	27 8.9	
	無 回 答	- -	- -	- -	- -	2 25.0	- -	- -	- -	1 12.5	1 12.5	1 12.5	

問24.【問23で1～20 までに○をされた方】あなたは、事業やサービスについてどのような方法で知りましたか。

全体では、「社協だより」が 59.2%、「東やまと市報」が 51.2%と多く、「友人や知人」が 10.0%と続いている。

年代別では、20 歳代で「社協だより」や「東やまと市報」はそれぞれ 14.3%、38.1%と少なく、「友人や知人」が 28.6%と多い。

地区別では、北東地域(清水、狭山)で「社協だより」が 70.1%と多い。



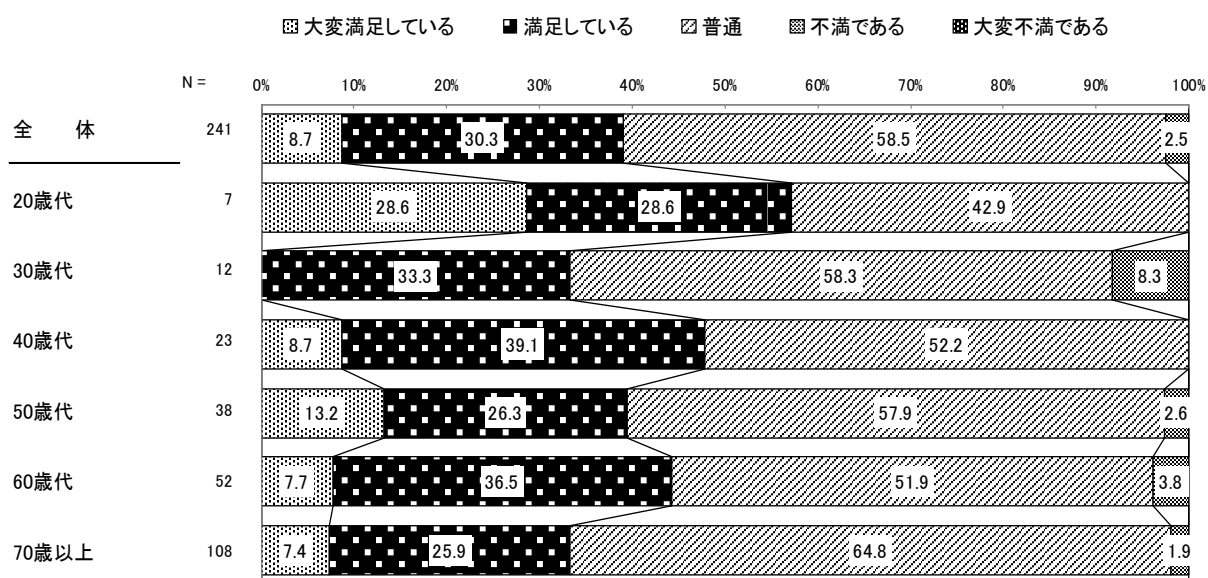
		問24事業やサービスの認知経路〔%・複数回答〕									
		全 体	社協だより	社協ホームページ	東やまと市報	行政機関からの案内	福祉事業所からの紹介	民生委員児童委員	友人や知人	その他	無回答
地区別	全 体	826 100.0	489 59.2	16 1.9	423 51.2	47 5.7	17 2.1	11 1.3	83 10.0	76 9.2	13 1.6
	北東地域 (清水、狭山)	97 100.0	68 70.1	4 4.1	47 48.5	5 5.2	3 3.1	1 1.0	10 10.3	6 6.2	1 1.0
	北地域(多摩湖、湖畔、奈良橋、高木)	100 100.0	60 60.0	1 1.0	49 49.0	2 2.0	1 1.0	1 1.0	9 9.0	7 7.0	4 4.0
	北西地域 (蔵敷、芋窪)	88 100.0	48 54.5	－ －	51 58.0	4 4.5	－ －	1 1.1	6 6.8	9 10.2	1 1.1
	南東地域 (清原、新堀、仲原)	92 100.0	55 59.8	3 3.3	53 57.6	10 10.9	4 4.3	4 4.3	9 9.8	7 7.6	2 2.2
	南地域(中央、南街、向原)	230 100.0	140 60.9	2 0.9	125 54.3	9 3.9	6 2.6	2 0.9	27 11.7	20 8.7	2 0.9
	南西地域 (立野、上北台、桜が丘)	213 100.0	115 54.0	5 2.3	94 44.1	17 8.0	3 1.4	2 0.9	21 9.9	25 11.7	3 1.4
	無 回 答	6 100.0	3 50.0	1 16.7	4 66.7	－ －	－ －	－ －	1 16.7	2 33.3	－ －

問25. 【社会福祉協議会の事業やサービスを利用(参加)したことがある方】あなたは、事業やサービスを利用(参加)して、どのように思われましたか。

全体では、「普通」が 58.5%と多く、「満足している」が 30.3%、「大変満足している」が 8.7%である。

年代別では、20 歳代で『満足している』(「満足している」と「大変満足している」の合計)が 57.2%と、他の年代と比べて多い。

問25 社会福祉協議会の事業の満足度〔%〕



問26. あなたは、今後、社会福祉協議会にどのような事業やサービスの充実を期待しますか。

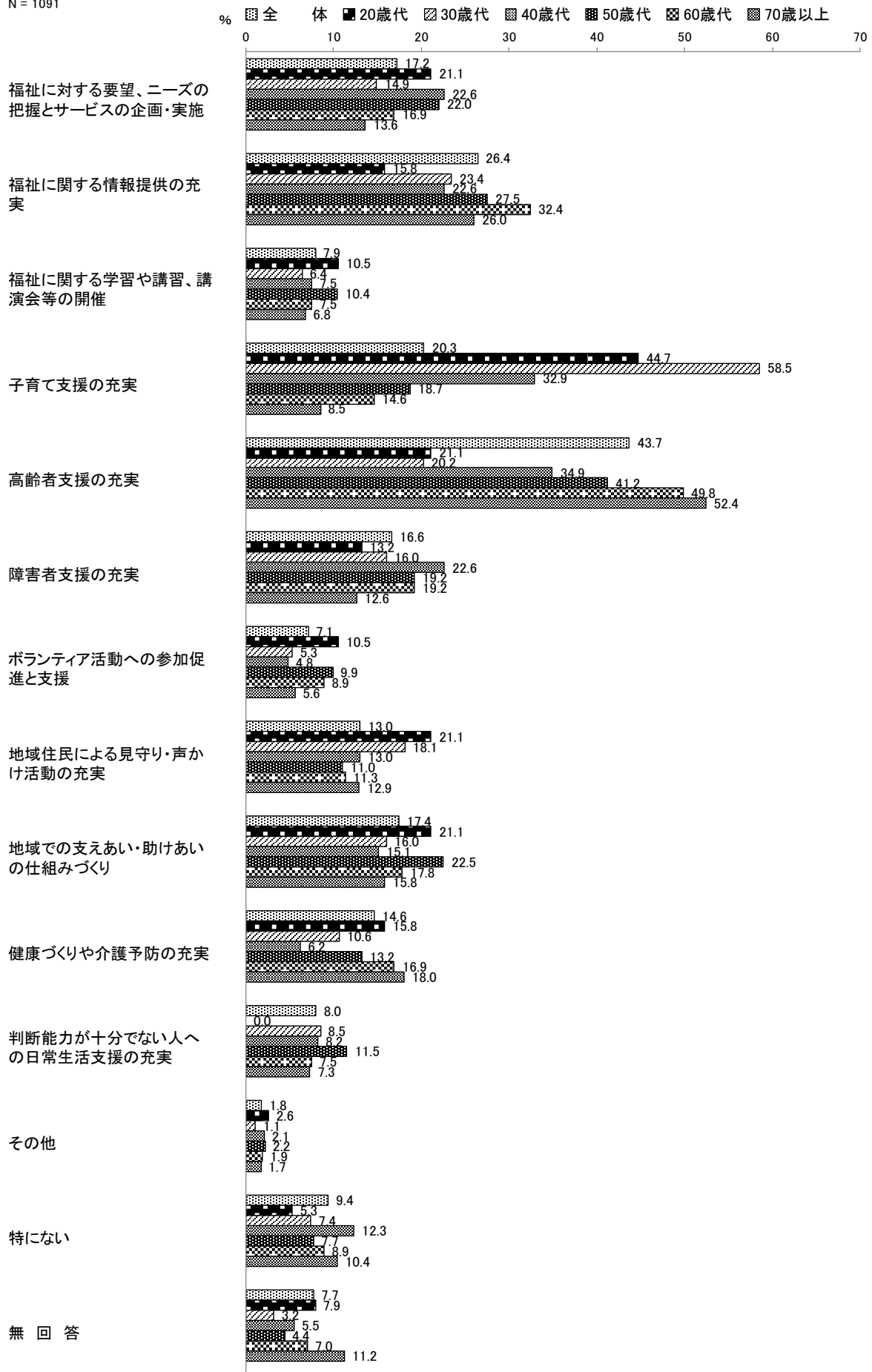
全体では、「高齢者支援の充実」が 43.7%と最も多く、「福祉に関する情報提供の充実」が 26.4%、「子育て支援の充実」が 20.3%、「地域での支えあい・助けあいの仕組みづくり」が 17.4%、「福祉に対する要望、ニーズの把握とサービスの企画・実施」が 17.2%、「障害者支援の充実」が 16.6%と続いている。

年代別では、「子育て支援の充実」は 30 歳代で 58.5%と最も多く、「高齢者支援の充実」は 60 歳代と 70 歳以上でそれぞれ 50%前後と多い。

地区別では、「高齢者支援の充実」は北東地域(清水、狭山)と北西地域(蔵敷、芋窪)でともに 50%を超えて多く、北西地域(蔵敷、芋窪)では「子育て支援の充実」も 30.1%と多い。

問26 社会福祉協議会に期待する事業やサービス〔%・複数回答〕

N = 1091



		問26社会福祉協議会に期待する事業やサービス〔％・複数回答〕							
		全 体	福祉に対する要望、ニーズの把握とサービスの企画・実施	福祉に関する情報提供の充実	福祉に関する学習や講習、講演会等の開催	子育て支援の充実	高齢者支援の充実	障害者支援の充実	ボランティア活動への参加促進と支援
地区別	全 体	1091 100.0	188 17.2	288 26.4	86 7.9	221 20.3	477 43.7	181 16.6	77 7.1
	北東地域 (清水、狭山)	122 100.0	18 14.8	37 30.3	7 5.7	18 14.8	64 52.5	20 16.4	11 9.0
	北地域(多摩湖、湖畔、奈良橋、高木)	130 100.0	27 20.8	27 20.8	14 10.8	29 22.3	55 42.3	26 20.0	7 5.4
	北西地域(蔵敷、芋窪)	113 100.0	17 15.0	23 20.4	5 4.4	34 30.1	57 50.4	19 16.8	13 11.5
	南東地域(清原、新堀、仲原)	128 100.0	23 18.0	27 21.1	10 7.8	17 13.3	44 34.4	24 18.8	8 6.3
	南地域(中央、南街、向原)	286 100.0	47 16.4	82 28.7	24 8.4	50 17.5	124 43.4	40 14.0	12 4.2
	南西地域(立野、上北台、桜が丘)	304 100.0	55 18.1	89 29.3	25 8.2	71 23.4	130 42.8	51 16.8	25 8.2
	無 回 答	8 100.0	1 12.5	3 37.5	1 12.5	2 25.0	3 37.5	1 12.5	1 12.5
		地域住民による見守り・声かけ活動の充実	地域での支えあい・助けあいの仕組みづくり	健康づくりや介護予防の充実	判断能力が十分でない人への日常生活支援の充実	その他	特にない	無回答	
地区別	全 体	142 13.0	190 17.4	159 14.6	87 8.0	20 1.8	103 9.4	84 7.7	
	北東地域 (清水、狭山)	25 20.5	21 17.2	19 15.6	16 13.1	1 0.8	8 6.6	5 4.1	
	北地域(多摩湖、湖畔、奈良橋、高木)	17 13.1	21 16.2	14 10.8	13 10.0	1 0.8	13 10.0	15 11.5	
	北西地域(蔵敷、芋窪)	15 13.3	16 14.2	18 15.9	10 8.8	2 1.8	5 4.4	9 8.0	
	南東地域(清原、新堀、仲原)	18 14.1	22 17.2	17 13.3	9 7.0	3 2.3	17 13.3	13 10.2	
	南地域(中央、南街、向原)	34 11.9	64 22.4	41 14.3	26 9.1	7 2.4	37 12.9	16 5.6	
	南西地域(立野、上北台、桜が丘)	32 10.5	45 14.8	50 16.4	13 4.3	6 2.0	23 7.6	25 8.2	
	無 回 答	1 12.5	1 12.5	— —	— —	— —	— —	1 12.5	

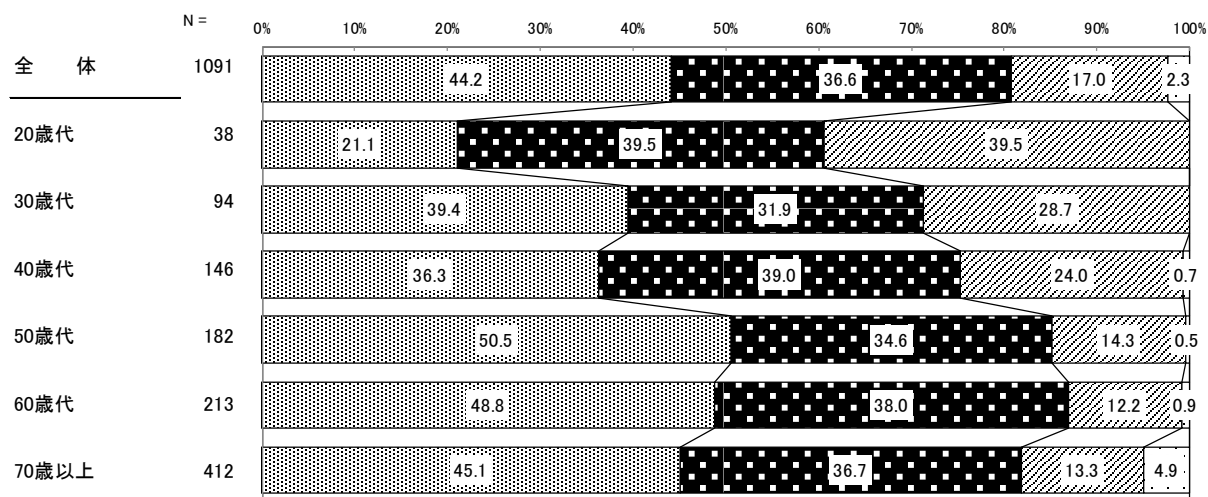
問36「成年後見制度」について知っていましたか。

全体では、「知っている」が 44.2%と多く、「聞いたことはあるが、内容はわからない」が 36.6%、「聞いたことがなく、内容も知らない」が 17.0%である。

年代別では、20 歳代で「知っている」が 21.1%と少なく、「聞いたことはあるが、内容はわからない」と「聞いたことがなく、内容も知らない」がともに 39.5%と多い。50 歳代で「知っている」が 50.5%と半数を超えて多い。

問36 「成年後見制度」の認知[%]

■ 知っている ■ 聞いたことはあるが、内容はわからない ▨ 聞いたことがなく、内容も知らない □ 無 回 答



5 福祉団体等へのアンケート調査結果

1 実施の目的

社会福祉協議会(以下、社協)が地域福祉の推進を行うのにあたり、その「困りごと」を生の声として伺い、本計画に活かすため。

2 実施対象

見守り・声かけ協力員正副委員、なごやかサロン登録団体代表者、登録ボランティア団体代表者、東大和元気ゆうゆう体操会場代表者、令和元年度福祉祭B・C団体代表者、計105名に実施。 回答率79%

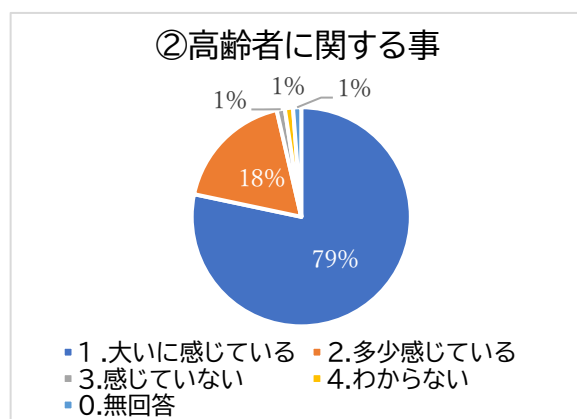
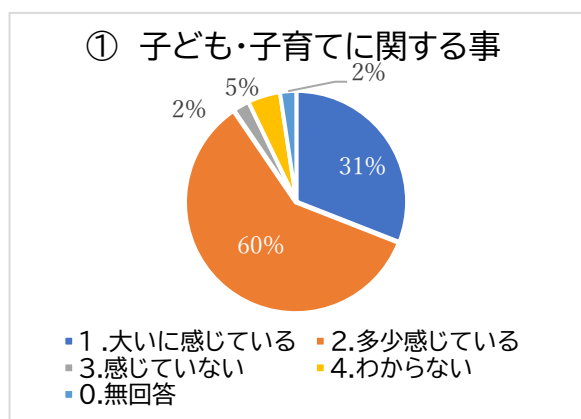
3 調査内容結果

問1. あなたは下記のような、福祉に関する課題を身近に感じていますか。あてはまるものに○をしてください。

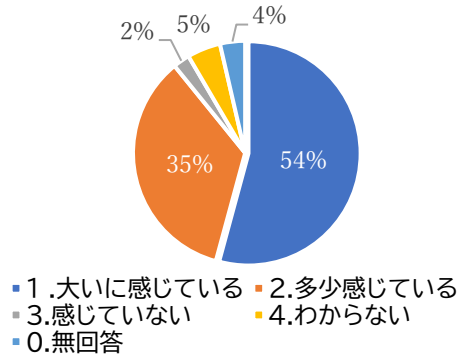
内 容	全体(83 名)					計
	大いに 感じて いる	多少感じ ている	感じて いない	わから ない	無回答	
①子ども・子育てに関する事 ※	26	50	2	4	2	84
②高齢者に関する事	65	15	1	1	1	83
③障害者に関する事	45	29	2	4	3	83
④社会的孤立に関する事	48	24	5	2	4	83
⑤生計に関する事	22	33	10	12	6	83
⑥病気・健康に関する事	44	26	4	5	4	83
⑦生活環境に関する事	26	41	6	3	7	83
⑧地域のつながりに関する事	54	24	2	0	3	83
⑨生きがいつくりに関する事	32	34	6	4	7	83
⑩その他(※)	6	2	0	2	73	83

※ ①は 2・4の重複回答あり

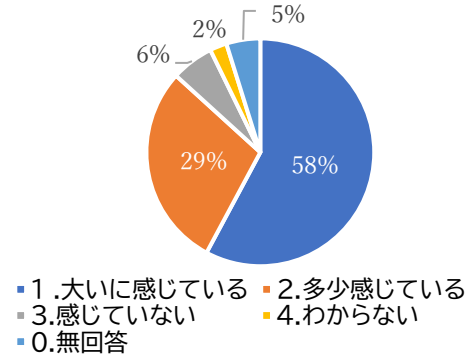
○各内容の割合グラフ



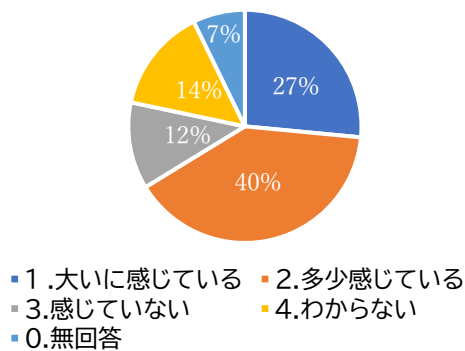
③障害者に関する事



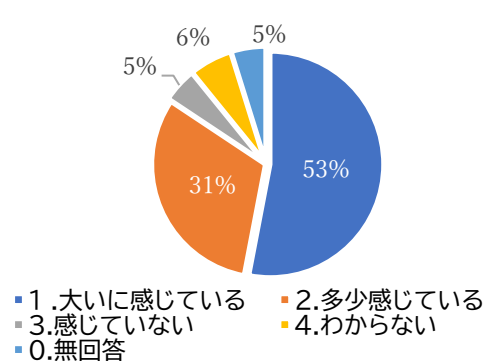
④社会的孤立に関する事



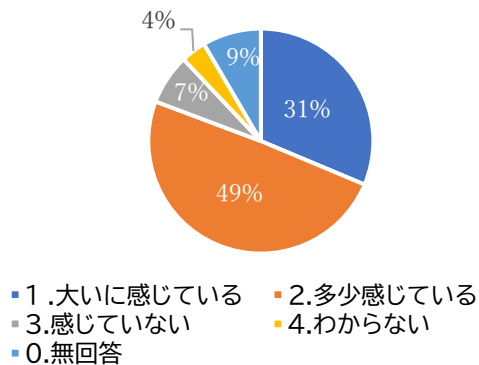
⑤生計に関する事



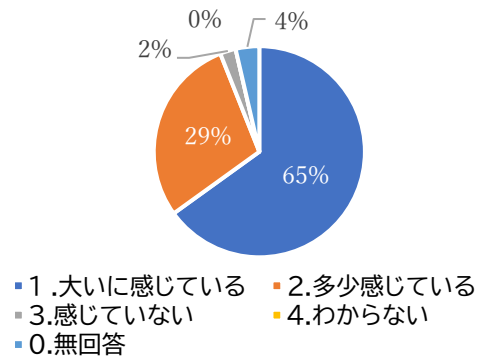
⑥病気・健康に関する事



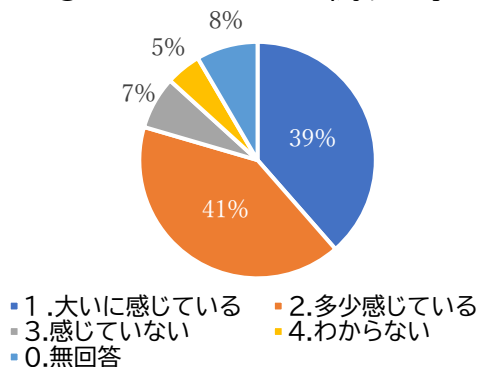
⑦生活環境に関する事



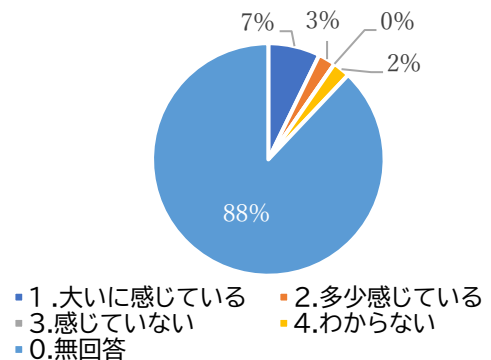
⑧地域のつながりに関する事



⑨生きがいづくりに関する事



⑩その他



※⑩その他の意見

- ・個人情報保護に関する事
- ・コミュニケーションの場がない
- ・健やかな家庭生活を送れる環境作り
- ・災害時の支援に関する

問2. 問1の課題を解決する為に必要なことがあればご記入ください。

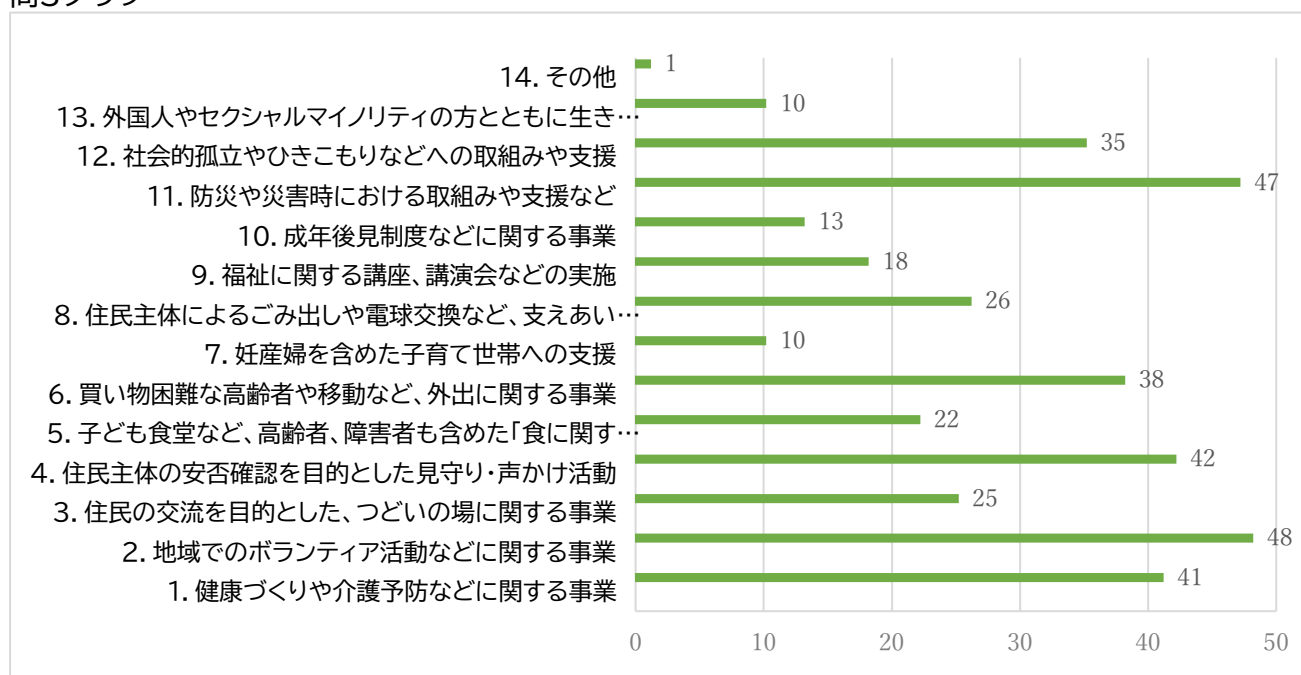
→記述内容は資料編(1)社協アンケート掲載にて記載

問3. あなたは、社会福祉協議会が、どのような福祉事業を充実させていく必要があると思いますか。

あてはまるものに○をしてください。(5つまで)

	計
1. 健康づくりや介護予防などに関する事業	41
2. 地域でのボランティア活動などに関する事業	48
3. 住民の交流を目的とした、つどいの場に関する事業	25
4. 住民主体の安否確認を目的とした見守り・声かけ活動	42
5. 子ども食堂など、高齢者、障害者も含めた「食」に関する事業	22
6. 買い物困難な高齢者や移動など、外出に関する事業	38
7. 妊産婦を含めた子育て世帯への支援	10
8. 住民主体によるごみ出しや電球交換など、支えあい活動の創出	26
9. 福祉に関する講座、講演会などの実施	18
10. 成年後見制度などに関する事業	13
11. 防災や災害時における取組みや支援など	47
12. 社会的孤立やひきこもりなどへの取組みや支援	35
13. 外国人やセクシャルマイノリティの方とともに生きる社会づくりの取組み支援	10
14. その他	1

問3グラフ



問4. 東大和市社会福祉協議会に今後期待することがあればご記入ください。

記述内容は資料編(1)社協アンケート掲載にて記載

6 市及び福祉団体等へのアンケート調査結果からわかる現状と課題及び第5次計画への反映

○【市のアンケート調査結果 抜粋 社会福祉協議会について】

問22. あなたは、地域福祉の推進を図るために諸活動を行っている「東大和市社会福祉協議会」という組織を知っていましたか。

【見えてきた課題・解決策】

- (1) 若い世代への周知方法の検討が必要です。(ツイッター、フェイスブック等)
- (2) 認知度が低い地区(立野、上北台、桜が丘)への周知方法の検討が必要です。

➡P.44 基本目標1へ反映

問23. あなたは、社会福祉協議会の事業やサービスについて、知っているものがありますか。

【見えてきた課題・解決策】

- (1) 全体的にサービスの認知度が高いとは言えないことから、全年代層への周知度のアップが必要です。

➡P.44 基本目標1へ反映

問24. 【問23で1～20 までに○をされた方】あなたは、事業やサービスについてどのような方法で知りましたか。

【見えてきた課題・解決策】

- (1) 若い世代への周知方法の検討が必要です。(ツイッター、フェイスブック等)
 - (2) 認知度が低い地区(立野、上北台、桜が丘)への周知方法の検討が必要です。
- ※問22と同様(1)、(2)再掲

➡P.44 基本目標1へ反映

問25. 【社会福祉協議会の事業やサービスを利用(参加)したことがある方】あなたは、事業やサービスを利用(参加)して、どのように思われましたか。

【見えてきた課題・解決策】

- (1) 事業やサービスの満足度が高くなるよう、市民の声を聴きながら事業を展開していくことが必要です。

➡P.44 基本目標1・2へ反映

問26. あなたは、今後、社会福祉協議会にどのような事業やサービスの充実を期待しますか。

【見えてきた課題・解決策】

- (1) 年代層に合ったサービス事業の認知度アップを図る取り組みが必要です。

➡P.44 基本目標1・2へ反映

○【市のアンケート調査結果 抜粋 地域の支えあい・助けあいについて】

問10. あなたは、地域の課題解決のために、市民同士の自主的な支えあい・助け合いが必要だと思いますか。

【見えてきた課題・解決策】

(1) 全体では、「必要だと思う」が約86%と高くなっている。年代では、30歳代が約97%と非常に高くなっている。子育て世代がどのようなことについて、「支えあい・助けあい」が必要であると考えているのか内容を分析し、事業に生かしていくことが必要です。

➡P. 44 基本目標2へ反映

○【市のアンケート調査結果 抜粋 成年後見制度について】

問36. 成年後見制度について知っていましたか。

【見えてきた課題・解決策】

(1) 全体では、「知っている」が約44%となっているが、「聞いたことはあるが、内容はわからない」と、「聞いたことがなく、内容も知らない」を合わせると約54%であることから、一層の周知・啓発活動を行っていくことが必要です。

➡P.44基本目標3へ反映

○【福祉団体等へのアンケート調査結果】

【問1と問2から見えてきた課題・解決策】

- (1) 高齢者に関することを課題と感じているとの意見が多く上げられていることから、高齢者の安否確認等を行う、見守り・声かけ活動の充実を図ります。

➡P.44 [1-(3)-①]へ反映

- (2) いつでも、だれでも集まれる場所があるといいという意見があることから、各世代や様々な分野のサロンがあり、身近で行きやすい環境になるようサロンの支援を行います。

➡P.44 [2-(4)-②]へ反映

- (3) 社会的孤立に関する課題を感じていることから、孤立の一つである「ひきこもり」に関する取組を行います。

➡P.44 [1-(3)-③]へ反映

- (4) ニーズを聞き取れる関係づくりや本会について理解を深めていただけるよう、職員が積極的に地域に出向いていきます。

➡P.44 [1-(4)-③]へ反映

- (5) 地域の方にスムーズに支援が届くよう、相談機関として、関係機関との連携を図っていきます。

➡P.44 [1-(4)-①]へ反映

【問3と問4から見えてきた課題・解決策】

- (1) 当会についてのPR不足との声が多く上げられていることから、それぞれの世代にあった方法でのPRを行っていく必要があります。

➡P.44 [1-(1)-①・②・③]へ反映

- (2) 地域福祉の担い手が不足しているため、講座の実施や事業のPRを行い担い手の育成をしていく必要があります。

➡P.44 [2-(5)-②]へ反映

- (3) 災害時の対策を期待していることから、平時より地域で防災に関する講座の実施や、災害ボランティアセンターの充実を図ります。

➡P.45 [4-(3)-①]へ反映

- (4) 高齢者(特に男性)の社会参加が難しいとの意見が出ていることから、男性が関心を抱けるような講座の実施、活躍の場を設けられるよう検討を行います。

➡P.44 [2-(1)-①]

[2-(5)-②]へ反映

第3章 第四次東大和地域福祉活動計画における取組状況と評価

本会では、平成28年3月に「みんなの和社協プラン 第四次東大和地域福祉活動計画」を策定し、『福祉のまちづくり』を基本目標に掲げ、施策や各種事業を推進してきました。

ここでは、「第四次東大和地域福祉活動計画」における社協全体としての4つの活動の展開状況及び事業別の活動の展開状況に対する、主な取組の実施状況に関する点検・評価を行い、今後6年間(令和3年度～令和8年度)に取り組むべき課題について整理しました。

点検・評価にあたっては、平成28年度(2016年度)から令和元年度(2019年度)までの4年間の各取組の個別評価を行い、総合評価を算出しています。

なお、令和2年度分につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大により事業が実施できなかったため、今回の評価からは除いてあります。

また、4年間の実施状況の評価から、成果を検証し本計画に向けての課題や方向性を導き出したものであります。

◎【社協全体としての4つの活動の展開:162項目】

- | | |
|---------------------------|-----------|
| (1) 地域のつながりを再構築します。 | (65の取組項目) |
| (2) 安心できるまちづくりを推進します。 | (35の取組項目) |
| (3) 誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。 | (22の取組項目) |
| (4) 社協の体制整備を図ります。 | (40の取組項目) |

◎【事業別の活動展開:69項目】

- | | |
|--------------------------|-----------|
| ① 社協全体の事業 | (14の取組項目) |
| ② 総務関係事業 | (7の取組項目) |
| ③ 地域・ボランティア事業 | (16の取組項目) |
| ④ 在宅サービス | (10の取組項目) |
| ⑤ あんしん東大和 | (9の取組項目) |
| ⑥ 精神障害者地域生活支援センター「ウエルカム」 | (13の取組項目) |

1 評価方法

今回の評価は、平成28年度から令和元年度までの4年間の活動についての個別評価を行い、総合評価を算出しました。

評価の対象としましては、社協全体としての4つの活動の展開の162項目及び事業別の活動展開の69項目、延べ231項目につきまして評価を行いました。

評価にあたりましては、各年度の個別評価を評価3(50点)、評価2(30点)、評価1(10点)として、点数化し満点に対する得点を達成率としてパーセント化して表示してあります。

その他の記載項目につきましては、次の内容により記載しました。

- **総合評価は、各目標ごとの個別評価の平均値となっています。**
- **個別評価は、各取組項目ごとの平均値となっています。**

1 取組概要

目標に対して、取り組んだ内容を記載しています。

2 第5次計画に向けての課題や方向性

第5次計画に向けての課題や方向性については、今後、取組が必要なものを箇条書きで記載しています。

なお、それぞれの項目については、44・45 ページの体系図の事業項目に反映することにより、第四次計画の評価を着実に第5次計画に引き継ぐこととしました。

また、課題や方向性の各項目が、第5次計画の事業項目の内のどこに該当するかを併せて番号で表記しました。

※ 本章においては、評価時の記載として「第5次計画」という表記になっています。

2 社協全体としての活動展開(総合評価)

(1) 地域のつながりを再構築します	総合評価	64%
① 自治会・マンション管理組合の活動支援と協力	個別評価	62%
② 世代を超えた交流の推進	個別評価	62%
③ 地域での孤立化の防止	個別評価	66%
④ 中高年層の社会参加の促進	個別評価	64%
⑤ 「超高齢地域社会」に向けた支え合いの充実	個別評価	67%

<取組概要>

地域への関心が低下し、自治会への加入率の低下、高齢者や子育て世代の孤立、世代を超えた交流機会の減少等の課題がある中、本会の機能を活用して、住民の主体的な参加と協働を促進し、地域のつながりの再構築に取り組みました。

自治会長会議に地区担当が参加し、事業のPRや地域の横のつながりの充実を図る取組や、世代間交流の促進としてこども食堂への支援や福祉教育のメニューの充実を

図りました。また、市民も委員として参加する策定小委員会を引き継いだ「チームまちづくり」の立上げや、地域のつながりを活性化するために民生委員との連携を図りました。

さらに、中高年層の社会参加の促進として、ボランティアやサロン等住民活動の相談支援や、高齢者の集う場の支援や認知症への理解を深めるための各種事業の講座の実施にも取り組みました。

<第5次計画に向けての課題や方向性>

社会福祉協議会の使命である地域福祉を推進するため、今後も地域との連携を強化していく必要があります。

(ア) 自治会等との連携については、全ての自治会と連携が図られているとはいえず、今後も連携について検討していく必要があります。 [1-(4)-③]

(イ) 子育て世代への子育て情報の発信やサロンの支援についてさらなる検討が必要です。 [1-(1)-②][2-(4)-②]

(ウ) 地域防災への意識向上のため、今後も支援や防災講座の実施が必要です。 [2-(5)-②][4-(3)-②]

(エ) 市、高齢者ほっと支援センター、高齢者見守りぼっくすと更なる連携を図り、地域のつながりの強化が必要です。 [1-(4)-①]

(オ) 中高年層、特に男性の閉じこもり防止や社会参加について今後も検討する必要があります。 [2-(1)-①][2-(5)-②]

(カ) 高齢者の孤立化の解消のため、見守り・声かけ活動の周知等の取組の充実が必要です。 [1-(3)-①]

(2) 安心できるまちづくりを推進します	総合評価	71%
① 多様な団体との連携促進	個別評価	52%
② 福祉教育の推進	個別評価	74%
③ 福祉情報の発信	個別評価	66%
④ 福祉(権利擁護)の環境整備	個別評価	81%
⑤ 福祉の人材育成	個別評価	82%

<取組概要>

高齢者や障害者に対する理解不足や、困った時の相談先がわからないなど、福祉に関する情報が不足している状況がありました。また、各種団体の連携不足により福祉が停滞している状況なども見られることから、幅広い団体との連携や、情報の発信を推進しました。そのため、安心できるまちづくりをテーマに市民からの多くの意見をいただき、既存事業の見直し・再構築を行いました。その際、各事業の担当者は第四次東大和地域福祉活動計画における今後の取組を意識し、具体的な取組方法を考案しました。これにより、既存事業の修正・拡充、他団体との再構築をはかり、様々な取組を行いました。

<第5次計画に向けての課題や方向性>

誰もが望む、「安心できるまちづくり」を推進するため、今後も地域との連携、情報発信を強化していく必要があります。

(ア) 多様な団体との連携を促進するため、地区担当制を見直し、地域福祉コーディネーターの設置について検討していく必要があります。 [1-(4)-④]

(イ) 福祉情報の発信では、当会及び地域の福祉情報の発信方法(出張相談・看板・ホームページ等)についてさらなる改善・実施について検討する必要があります。

[1-(1)-①・②・③]

(3) 誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します	総合評価	60%
① 道路・交通機関の福祉対策	個別評価	59%
② ゴミに対する意識の向上	個別評価	60%
③ 空き家・空き地の活用	個別評価	64%
④ 災害時対応の充実	個別評価	58%
⑤ ユニバーサルデザインの浸透	個別評価	60%

<取組概要>

高齢者等の移動困難者が外出や買い物に不便を感じている状況があり、車いす等の移動に関する交通事情の問題など、生活するうえで多くの不便を感じている人がいます。また、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるためには、福祉分野だけの推進では不十分な状況があります。それらの解決に向け検討を行いました。

第四次計画を策定する際に組織された、策定小委員会から引き継がれた「チームまちづくり」で市民参加のもと、計画を推進しました。

福祉的な取り組みに限らず、誰もが暮らしやすいまちづくりに必要なことを協議し、できることから実践しました。

<第5次計画に向けての課題や方向性>

市民との協働により、福祉分野以外の取り組みが図られた一方で、本会がどこまで取り組むべきなのかが明確ではないままに事業が展開されました。

通常業務との兼ね合いも見ながら、真に必要とされる次の取り組みについて精査をする必要があります。

(ア) いろいろな発見がある「まち歩き」は、今後も実施すべき取組と考えられます。

[3-(4)-①]

(イ) 災害時要配慮者支援及び対応への事前準備は今後も検討する必要があります。

[4-(3)-③]

(4) 社協の体制整備を図ります	総合評価	64%
① 社協の周知	個別評価	64%
② 事務局組織の整備	個別評価	68%
③ 当会事務所の充実	個別評価	64%
④ 理事・評議員の活動活性化	個別評価	54%
⑤ その他	個別評価	70%

<取組概要>

地域福祉の課題や生活課題を受け止め、相談・支援を通じて解決につなげ、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりに取り組みました。

経営改善を図りながら、事務局機能を効果的かつ効率的に発揮できるよう組織整備、環境整備を推進しました。

<第5次計画に向けての課題や方向性>

社協の活動目的を再確認し、今後も次の取組を行う必要があります。

(ア) 市民が本会からの情報を共有できるよう、PR検討委員会の協力により見やすい読みやすい紙面づくりに努めるとともに、WebやSNSなどを活用したPRや情報提供の充実が必要です。 [1-(1)-①・②]

(イ) 事務局組織の整備については、地域福祉コーディネーターへの取組を含め、地区担当制のあり方や事務所の環境整備についても引き続き検討が必要です。 [1-(4)-④]

(ウ) 社会福祉法人地域公益活動をさらに強化し、地域福祉の向上に向けた活動が必要です。 [5-(3)-①・②]

3 事業別の活動展開(総合評価)

(1) 社協全体の事業	総合評価	84%
① 福祉なんでも相談	個別評価	45%
② 福祉祭	個別評価	91%
③ 声の広報	個別評価	77%
④ 災害時対策	個別評価	88%
⑤ 地区担当	個別評価	—
⑥ 避難者孤立化防止事業	個別評価	100%
⑦ 社会福祉法人が行う地域公益活動(社会貢献事業)	個別評価	100%

<取組概要>

本会独自の事業として展開しています。内容は多岐に渡り、職員も主担当の業務を持ちながらの対応となっています。福祉祭や福祉なんでも相談、災害時対策については、本会の事業として職員全体で取り組みました。

<第5次計画に向けての課題や方向性>

本会全体事業として、さらなる検討をしていく必要があります。

(ア) 福祉なんでも相談は、職員のスキルアップを図り、継続が必要です。

[1-(2)-①][5-(1)-①]

(イ) 福祉祭は、事務局の体制を整備し、財源の確保について検討が必要です。

[2-(4)-①]

(ウ) 災害時対策は、平時からの外部団体との連携について検討が必要です。

[4-(3)-①・②]

(エ) 地区担当は、連携を強化して地区の課題を整理し、共に考え、解決していく関係づくりが必要です。

[1-(4)-③]

(オ) 地域公益活動は、今後の事業の継続についてさらに検討が必要です。

[5-(3)-②]

(2) 総務関係事業	総合評価	75%
① 財源確保	個別評価	—
② 共同募金	個別評価	60%
③ 助成事業	個別評価	55%
④ 福祉資金貸付	個別評価	85%

<取組概要>

本会の活動や地域で福祉活動を行う団体への支援を充実させるためには、さらなる財源確保が必要であり、各種事業をはじめ、新たな収益事業の展開や企業等からの協力を得られるような取組を行いました。

また、本計画中には経営改善会議を設置し、経営改善緊急3か年プランを策定し、本会としての経営改善に取り組みました。

<第5次計画に向けての課題や方向性>

財源確保や経営改善等は引き続き継続的に取り組む必要があります。

(ア) 経営改善緊急3か年プランの後継計画として財政計画を策定する必要があります。

[5-(2)-①]

(イ) 会員会費や寄付の実績向上、ファンドレイジングの活用などを具体的に進める必要があります。

[5-(2)-②]

(ウ) 市からの委託、補助金の確保のための調整を継続、計画相談等の収益の見通しの明確化、働き方改革に対応するための財源確保等を進める必要があります。

[5-(2)-②]

(エ) 共同募金の使途、募集方法等今後も継続して広く市民へ理解を得られるよう努める必要があります。

[5-(2)-③]

(オ) 職員体制の充実、職員のスキルアップなど継続した検討が必要です。

[5-(1)-①][5-(6)-②]

(3) 地域・ボランティア事業	総合評価	88%
① ボランティア	個別評価	90%
② ふれあいのまちづくり事業	個別評価	82%
③ 生活支援コーディネーター	個別評価	93%

<取組概要>

新たな事業として、ボランティア・市民活動センター運営委員会の設置やNPO支援、生活支援コーディネーター事業などの会議や連絡会の開催、担い手の養成のための講演会等を行いました。また、事業の推進を図るため、要綱や要領の整備などに取り組みました。

その他にも、事業のPRのため広報紙の活用やイベントでの周知を行いました。

<第5次計画に向けての課題や方向性>

各事業とも担い手が不足しており、現代の状況にあった方法で担い手確保に向けた取組を行っていく必要があります。また、すでに活動している団体や新たに活動を考えている団体の支援に力を入れ、地域のニーズに対応する必要があります。

(ア) 住民の声を参考にし、地域福祉活動の担い手のさらなる確保について検討が必要です。 [2-(5)-①・②]

(イ) NPOや市民活動、ボランティアグループへの支援の強化が必要です。 [2-(3)-②]

(ウ) 課題を持っているサロン参加者が増えてきているため、スタッフへのフォローや本会への情報提供がもらえるような仕組みづくりの検討が必要です。 [2-(4)-②]

(エ) サロンやこども食堂など新しい団体の立ち上げ支援の強化が必要です。 [2-(4)-②・③]

(オ) 生活支援コーディネーターの取り組みである各地域に設置した協議体を充実させ、住民の声(ニーズ)を拾いあげ、解決できるよう取組が必要です。 [1-(4)-②]

(カ) 各事業とも市内の企業や関係機関との連携の強化が必要です。 [1-(4)-①]

(キ) 見守り・声かけ活動の協力員と利用者のさらなる増加に向けた取組が必要です。 [1-(3)-①]

(4) 在宅サービス	総合評価	78%
① さわやかサービス(高齢者等支援・子育て支援)	個別評価	72%
② 育児・家事訪問支援事業、ひとり親家庭ホームヘルパー派遣事業	個別評価	60%
③ 手話講習会・手話通訳者養成講座	個別評価	76%
④ 居宅介護支援(ケアマネジメント)	個別評価	86%
⑤ 訪問介護・居宅介護事業(ホームヘルパー派遣)	個別評価	97%

<取組概要>

地域のニーズに対応するため、各種の在宅サービスの充実に取り組みました。

さわやかサービスでは、より充実したサービスができるよう「ファミリー・サポート・センター事業」への移行について取り組みました。

また、減少傾向にある手話講座の参加者を増やすための取組として、受講生募集時に体験講座を開催し、初心者が申込みしやすいように企画し実施しました。

この他、介護支援として東大和市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者となり、支援が必要な方の在宅サービスを支える取組を行いました。

<第5次計画に向けての課題や方向性>

各事業において、担い手や参加者の不足、市民への事業の周知度が課題となっており、引き続きPR方法について検討する必要があります。

(ア) 地域の子育て支援関係機関とのネットワーク化を含め、包括的な支援体制の構築が必要です。 [4-(2)-②]

(イ) ファミリー・サポート・センター事業では、多様化する家族の形に柔軟に対応できるよう、協力会員や職員のスキルアップが必要と考えます。 [4-(2)-②]

(ウ) 手話普及事業では、受講生の増加を目指すとともに、授業内容の見直しや進級試験の導入など検討が必要です。 [2-(5)-②]

(エ) 訪問介護・居宅介護支援事業では、収益確保による経営の維持が課題です。
[4-(1)-①・②][5-(2)-②]

(5) あんしん東大和	総合評価	94%
① 成年後見制度推進事業	個別評価	100%
② 地域福祉権利擁護事業	個別評価	92%
③ 福祉サービスに関する専門的な相談	個別評価	92%
④ 苦情対応	個別評価	92%

<取組概要>

市民や関係機関に対して、継続的な講演会や研修会等の開催、積極的な事業の周知や制度説明、相談対応などを行い、包括的・一体的に権利擁護に関する事業に取り組みました。また、専門職との連絡会や情報交換を行うなど連携を強化するとともに、職員は外部研修や会議等へ積極的に参加するなどし、顔の見える関係作りに努めました。

<第5次計画に向けての課題や方向性>

権利擁護関連事業のさらなる推進を図り、利用しやすい制度等の充実を検討する必要があります。

(ア) 市が作成する次期地域福祉計画に盛り込まれる計画に基づき、市と調整しながら

ら制度推進事業の充実が必要です。

[3-(1)-①]

(イ) 職員のスキルアップ、組織の体制充実に努め、迅速かつ円滑な対応ができる体制構築が必要です。

[3-(1)-②]

(6) 精神障害者地域生活支援センター「ウエルカム」	総合評価	90%
① 相談支援事業・地域活動支援センター事業	個別評価	85%
② 特定相談支援事業・一般相談支援事業	個別評価	95%

<取組概要>

相談支援事業・地域活動支援センター事業と特定相談支援事業・一般相談支援事業を円滑に行えるように体制の強化・拡充に取り組みました。

精神保健福祉業務連絡会、精神保健福祉関係者連絡会などの連携会議に定期的に参加し、各関係機関との連携を図るとともに、センターとして講演会を開催し、地域住民への普及啓発に取り組みました。

<第5次計画に向けての課題や方向性>

特定相談支援事業と一般相談支援事業の件数が増加する中で、障害者相談支援事業や地域活動支援センター事業にけるマンパワー不足は継続した課題です。新規事業(地域生活支援拠点事業)の重要性も高く、人員体制や役割分担、各職員のスキルアップを含め、本事業を円滑に、有機的に進める体制の検討が必要です。

(ア) 職員体制の充実を図る必要があります。

[4-(1)-③]

(イ) 交流室の環境、プライバシーに配慮した相談室の環境整備の検討が必要です。

[5-(6)-①]

(ウ) 特定相談支援事業と一般相談支援事業の数値目標について、市内の相談支援事業所の状況を把握して検討する必要があります。

[1-(2)-②] [4-(1)-③]

第4章 第5次計画の基本理念と基本目標

1 第5次東大和地域福祉活動計画の基本理念

本計画は、第四次計画の理念である『誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり』を継承するとともに、地域住民による「支え合い」と公的な支援が連動した地域を「丸ごと」支える「包括的な支援体制」と地域住民や地域の多様な主体が世代や分野を超えて「つながる」ことで地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を目指す姿として、基本理念を次のとおり定めます。

《基本理念》

「みんなで支え合い・つながり合って
安心して暮らせるまち ひがしやまと」

2 第5次東大和地域福祉活動計画の5つ基本目標

基本理念である「みんなで支え合い・つながり合って安心して暮らせるまち ひがしやまと」を目指して、本計画の柱となる5つ基本目標を次のとおり定めます。

基本目標1 地域の暮らしを支える仕組みづくり

基本目標2 地域を支える担い手づくり

基本目標3 一人ひとりが尊重されるまちづくり

基本目標4 安心して暮らせるまちづくり

基本目標5 社会福祉協議会の確固たる基盤づくり

【基本目標1】 地域の暮らしを支える仕組みづくり

本会では、多くの市民の皆様「社会福祉協議会」の役割や活動を理解していただくために社協だよりやホームページ、各種の情報誌を活用して、積極的に情報の発信を行っています。また、地域住民が抱える様々な福祉課題や困りごと等の問題を一緒に考える「福祉なんでも相談」や各種の相談業務を実施し制度の普及を図っています。

市民の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域の生活課題等の解決に向けて、市が高齢者を対象に進めている「地域包括ケアシステム」との連携を図ります。

【基本目標2】 地域を支える担い手づくり

地域における福祉活動の多くは、その担い手である地域住民や様々なボランティアの方々の活躍によって支えられています。本会では、ボランティア・市民活動センターを設置して、ボランティアの人材育成や活動支援を行い、ボランティア活動の普及・啓発に努めています。

今後も超高齢社会が進む中では、地域福祉の担い手の確保は、大きな課題となりますが、個人や団体が主体的に興味を持ってボランティア活動等に取り組むことができるように引き続き支援を行います。

【基本目標3】 一人ひとりが尊重されるまちづくり

本会では、市からの受託により「成年後見制度の推進機関」として、判断能力が不十分な方が、自分らしく地域で安心して暮らせるように制度の利用促進に取り組んでいます。

平成29年3月に国が策定した「成年後見制度利用促進基本計画」の基本的な考え方では、「成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、『成年後見人等』がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護する。」ということが必要であるとしています。

この趣旨を踏まえ、成年後見制度等の利用支援や情報提供等、関係機関との連携・強化に努めます。

【基本目標4】 安心に暮らせるまちづくり

市民の誰もが、安心してその人なりに可能な限り自立した生活を送っていくためには、在宅生活を支える適切な福祉サービスの提供が必要です。

本会では、介護事業所として訪問介護サービスや居宅介護支援サービスを提供する

とともに、市からの受託事業として障害者生活支援サービスの提供を行い、利用者に寄り添った支援に努めています。

ファミリー・サポート・センター事業では、住民参加による相互援助活動を継続しながら子育て世帯や高齢者世帯への行き届いた援助に努めます。

また、市民の安全を脅かす近年頻発する自然災害に対しては、災害ボランティアセンター設置運営訓練等を通じた取組の普及・啓発に努めます。

【基本目標5】 社会福祉協議会の確固たる基盤づくり

平成28年4月から施行されました「社会福祉法人制度の改革」によって、社会福祉法人制度について、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化等が定められ、これまで以上に法人運営体制の強化の必要性が高くなってきています。

このため、役員をはじめ職員一人ひとりが社会福祉協議会の役割を改めて理解し、自覚と責任の基に市民に信頼されるよう資質の向上及びスキルアップを図り、職務を遂行していく必要があります。

また、継続的な事業の運営には健全で安定的な財源の確保が必要となります。限られた財源で市民に満足のいく各種事業やサービスを提供していくため、より一層の業務の効率化や自主財源の確保に努めます。

3 基本目標の実現に向けた7つの重点項目

(1) ひきこもり支援施策の推進

近年8050問題を含めた、ひきこもり問題が社会問題として認識され始め、国では様々な側面から支援を行っていくとの方針が示されました。市区町村においても、年齢にとらわれない包括的な支援が求められており、地域福祉を担う社会福祉協議会にもその役割が期待されています。

本会では、平成30年度にひきこもりをテーマとした研修会を実施し、その反響を契機に家族会の発足に向け動き始めました。本計画においては、家族会の発足と自主運営を目指し、関係機関と連携を図りながら支援を進めていきます。

(2) 地域生活支援拠点事業の推進

令和2年度から、市、社協、総合福祉センター「は～とふる」の3機関により東大和市地域生活支援拠点事業「ういずねっとi」が開始されました。地域で生活する障害のある方の重度化・高齢化・親亡き後を見据え、5つの機能である①「相談機能」②「緊急時の受入・対応の機能」③「体験の機会・場の機能」④「専門的人材の確保養成機能」⑤「地域の体制づくりの機能」を整備し、住み慣れた地域で暮らし続けるために関係機関と連携し地域全体で支えていく仕組みづくりの構築を進めます。

(3) ボランティア・市民活動センターの充実

みんなで支え合う社会を実現していくためには、ボランティアの力が重要であると同時に、その活性化が期待されています。ボランティアや市民活動を推進していく中心である「東大和ボランティア・市民活動センター」を充実させ、地域のニーズに応じた事業の展開と、様々な団体とのつながりを強化し支援を行い、支え合いの仕組みづくりに更に取り組んでいきます。

(4) 中核機関設置の検討

認知症や障害などにより判断能力が十分ではない人が安心して地域で生活できるための権利擁護の仕組みとして、成年後見制度や日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)があります。講演会等を通じて事業の周知・PRに努めていますが、「制度等の内容が知られていない」などの課題もあります。

権利擁護の支援を必要とする人を適切かつ円滑に制度等につなげる地域連携の仕組みを構築し、その中心的役割を担う中核機関の設置に向けて市と検討をします。

(5) ファミリー・サポート・センター事業の充実

ファミリー・サポート・センター事業では、市が掲げている「日本一子育てしやすいまち」を更に推進するため、市と連携した子ども子育ての包括的な支援体制の構築を目指すとともに、子どもと高齢者を見守る「東大和市子ども・高齢者見守りネットワーク～大きな和～」の拡充を図ります。

また、引続き子育て世帯や高齢者世帯への支援を実施しながら、協力会員の増強に努めます。

(6) 災害ボランティアセンターの充実

近年、全国的に毎年自然災害が発生しており、東大和市でも、いつ災害が起きるともかぎらない状況です。そのため、災害の発生により生じた住民の困りごとをボランティアと一緒に解決していく「災害ボランティアセンター」の充実を図っておくことは非常に重要であり、平時から地域住民や関係機関に周知し、訓練等を積重ねておくことで、災害時に迅速に対応できるよう更に機能の充実を目指します。

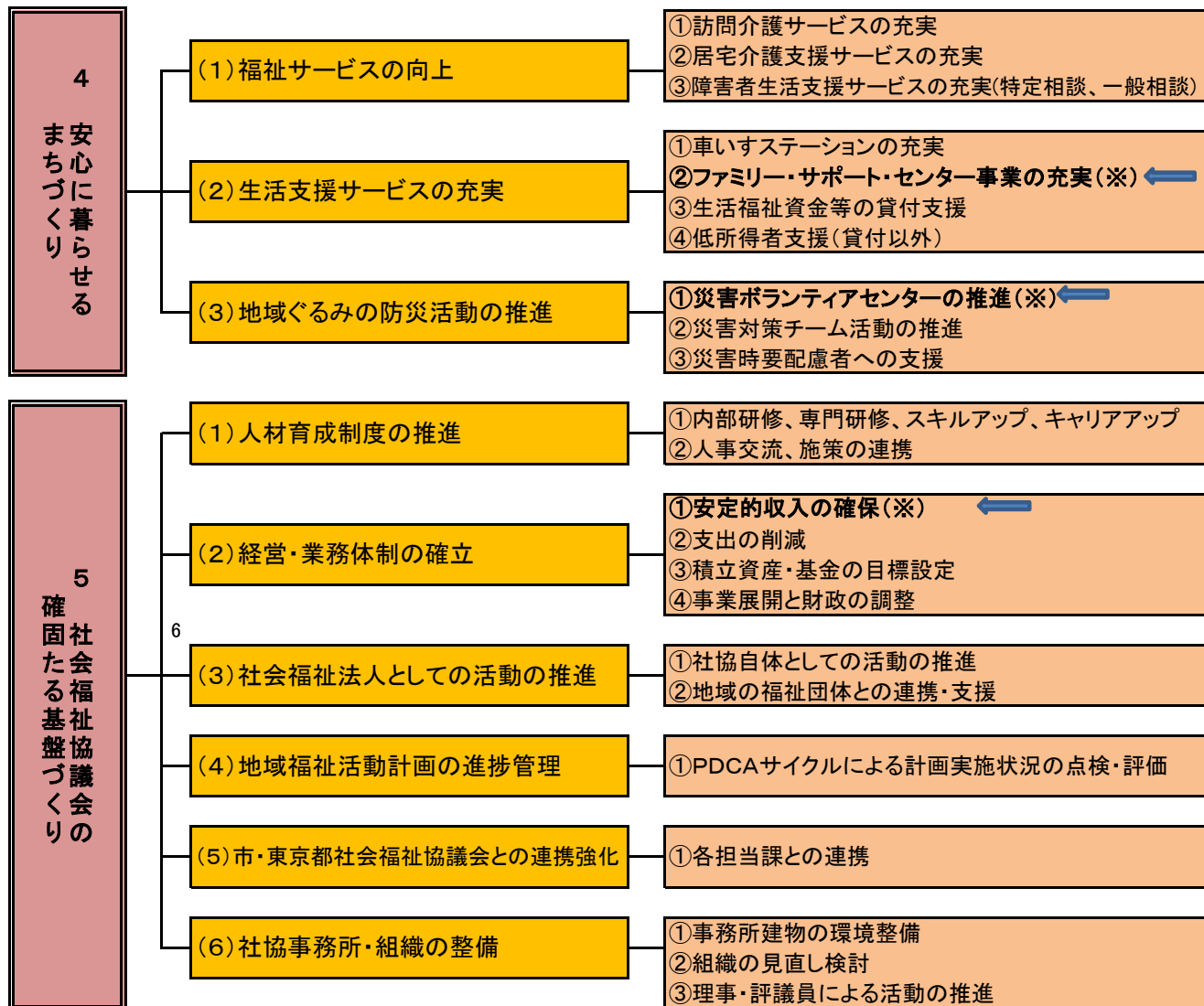
(7) 安定的収入の確保

本会では、ここ数年来の厳しい経営状況を改善するため、平成 30 年度に「経営改善緊急3か年プラン」を策定しました。以後、同プランに基づき、自主財源収入の安定化、支出の削減等に取り組み、経営改善が徐々に図られてきました。

今後は、従来の取組に加え、新たな事業展開に対応するための財源の確保や災害等不測の事態の場合にあっても、市民サービスを維持できるに足る備えなどについても具体的な計画を立案します。

《基本理念》 みんなで支え合い・つながりあって安心して暮らせるまち ひがしやまと

基本目標	事業目標	事業項目
1 地域の暮らしを支える 地域づくり	(1) 情報発信の強化	①「社協だより」の発行 ②ホームページ、SNS活用の充実 ③各種情報誌・イベントでの情報発信 ④イメージキャラクター「しゃきょうのたまちゃん」の活用
	(2) 相談業務の充実	①福祉なんでも相談 ②法律相談、専門相談、障害者相談 ③苦情相談・対応
	(3) 地域の暮らしを支える活動の推進	①見守り・声かけ活動の推進 ②「大きな和」活動の推進 ③ひきこもり支援施策の推進(※) ←
	(4) 包括的な支援による地域づくり (地域包括ケアシステムの推進)	①関係機関との連携強化 ②生活支援コーディネーターの充実 ③地区担当と自治会活動との連携 ④地域福祉コーディネーターの設置に向けた検討 ⑤民生委員・児童委員協議会との連携・協力 ⑥地域生活支援拠点事業の推進(※) ←
2 地域を支える 担い手づくり	(1) 健康づくりの推進	①介護予防の推進
	(2) 支えあう福祉意識の醸成・福祉教育の推進	①児童・生徒への福祉活動の推進 ②福祉教育・福祉活動の啓発
	(3) ボランティア活動の支援	①ボランティア・市民活動センターの充実(※) ← ②ボランティア・NPO団体等との連携・協力
	(4) 交流の場・居場所づくり	①福祉祭・ふれあい歩こう会の開催 ②サロン活動への支援 ③こども食堂への支援 ④地域活動支援センターの充実
	(5) 地域福祉の担い手づくり	①市民との協働 ②講習会等による人材育成 ③福祉施設等の人材確保への支援
3 一人ひとりが尊重される まちづくり	(1) 地域福祉権利擁護事業の推進	①市との連携 ②相談体制の充実 ③地域福祉権利擁護事業の推進
	(2) 成年後見制度の推進	①成年後見制度利用支援の充実 ②成年後見制度推進機関の充実 ③市民後見人の養成 ④法人後見事業の検討
	(3) 権利擁護支援の基盤整備	①地域連携ネットワークの整備 ②中核機関設置の検討(※) ←
	(4) 意識啓発への取組の推進	①ノーマライゼーションの推進 ②人権への意識向上とマイノリティに関わる啓発の推進 ③ユニバーサルデザインへの理解促進



(※) ← 重点項目

第5章 計画目標に基づく事業の展開

第四次活動計画は、事業の展開として「社協全体としての活動展開」と「事業別の活動展開」の大きな2つの分野の活動展開から構成されていました。

本計画の策定にあたりましては、第3章での記載のとおり、2つの活動展開に率いられた231個の項目の取組を、目指す目標や方向性が同様のものや役割を終えた項目について検証を行い、必要な新規事業を含め65個の項目を事業項目としました。

また、それぞれの事業が計画の最終年度となる令和8年度の実現に向けた目標として、目指す姿を明確化するとともに各年次における到達目標を明示することにより、的確な事業の進行管理と適正な事業評価を行おうとするものであります。

1 地域の暮らしを支える仕組みづくり

(1)情報発信の強化

福祉情報の発信は本会の主要な役割です。地域福祉に関するアンケートからも、より一層市民へ広く福祉に係る広報を行う必要があり、更なるPRの強化が必要です。

市民のための本会であることを念頭に「社協だより」は地域福祉情報紙として、市民から構成されるPR検討委員会で意見をいただきながら作成していきます。また、社協だよりやホームページを活用し、各事業のPRの他、幅広い層への周知を行い、さらに、本会キャラクターである「社協のたまちゃん」の活用も積極的に行います。

事業番号(1-(1)-①)

事業名[No.1]		計画内容		第5次の目標		
社協だよりの発行		年5回の発行と新聞折り込み及び個人への郵送、関係機関等への配布を継続します。PR検討委員会参加により記事を作成し、社協事業のみにとどまらず、市民に関心のあ るテーマを特集で取り上げ、地域福祉情報誌としてより親 しまれる内容とします。			PR検討委員 会で毎号検討 を行い、市民 との相互性 の高い広 報誌を目指 します。	
財源	自主(自販機、公益)					
現状		年次計画(紙面の充実)				
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年5回発行	継続					
PR委5回	相互性の高い記事検討	相互性の高い記事掲載	PR委による紙面の見直し	紙面見直しを反映		

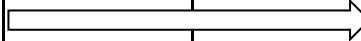
事業番号(1-(1)-②)

事業名[No.2]		計画内容					第5次の目標
ホームページ、SNSの充実		PR検討委員会では、ホームページへの改善意見を継続的に募り、適宜対応していきます。SNSについては、令和3年度以降段階的に取り入れ、幅広い層へのPR活動に努めます。					SNSの活用の定着を図ります。災害時のSNSの活用に向けた取組を進めます。
財源	自主(自販機、公益)						
現状	年次計画(SNSの活用)						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実施検討	FBガイドライン作成、試行	FB本格始動	他のSNS検討				

事業番号(1-(1)-③)

事業名【No.3】		計画内容					第5次の目標
各事業を通じたPR		各事業で発行している広報誌などについて、ロゴマークやキャッチフレーズを活用し、統一的な紙面づくりを行います。 また、QRコードの記載、文体やコンセプトの共有等を図ります。各事業とも母体が本会であることをPRし、会員の拡大等に寄与します。					キャッチコピー、ロゴマークの検討を行います。 本会の事業であることをPRするためのガイドラインを作成します。
財源	補助、受託						
現状	年次計画(キャッチコピー、ロゴの作成及び活用のガイドライン作成)						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
未実施	PR委で検討	50周年にあわせ募集、ガイドライン検討	ガイドライン作成	ガイドラインの活用促進			

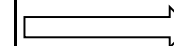
事業番号(1-(1)-④)

事業名【No.4】		計画内容				第5次の目標
イメージキャラクター「しゃきょうのたまちゃん」の活用		本会の40周年記念で誕生した「たまちゃん」は、令和4年度で10歳となります。これまで以上に多くの市民に愛され、活用されるキャラクターとするため、ボランティアが主体となった活用を推進するとともに、キャラクターグッズの販売により財源確保を目指します。				多くのボランティアの協力による「たまちゃん」の活躍の場の拡大に努めます。
財源	自主(自販機、公益)					
現状	年次計画(着ぐるみ、キャラグッズ、イラスト活用)					
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
PR委で検討	活用方法等確立	ボランティアグループ化	キャラクターの活用	キャラクターグッズ販売		

(2)相談業務の充実

高齢者や障害者をはじめ、子育てや地域の問題など相談は多様化しています。本会においては、「福祉なんでも相談」をはじめ、各種相談業務を行っています。「福祉なんでも相談」を入口に、必要に応じて適切な相談窓口へ繋げるなど市民が気軽に相談ができるよう努めるとともに、市民へ周知していく必要があります。また、より専門性の高い法律相談や専門職による相談会の実施、更に苦情相談対応機関として事業の周知及びPRに努める必要があります。なお、本会職員においても多岐にわたる相談に対応するためのスキルアップを図ることが必要です。

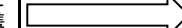
事業番号(1-(2)-①)

事業名【No.5】		計画内容					第5次の目標
福祉なんでも相談		福祉なんでも相談では、多様な相談に対応し解決を図りながら、事案によっては他機関へつなぐなど対応を行っています。更に、地域福祉コーディネーターの導入に向け、複合的な課題を有しながら制度では対応できないケースへの介入等、より専門性の高い相談機関としての確立を目指します。					現状の相談機能を継続するとともに、地域福祉コーディネーターによる課題解決に向けた相談対応を目指します。
財源	現状自主(会費) 将来補助						
現況	年次計画(地域福祉CDを中心とした課題解決型の相談対応実施)						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
相談(他へのつなぎ中心)	課題解決、アウトリーチ型の相談対応検討	課題解決、アウトリーチ型の相談対応検討	地域福祉CD設置、相談対応	関係機関との連携組織化	地域団体との連携組織化		

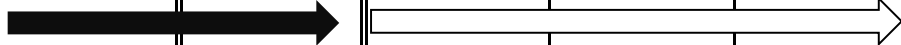
事業番号(1-(2)-②-ア)

事業名[No.6]		計画内容					第5次の目標
・弁護士によるふくし法律相談 ・司法書士による成年後見専門相談		弁護士によるふくし法律相談、司法書士による成年後見専門相談に加え、社会福祉士等を含めた専門職による相談会の開催を検討します。					現状の相談体制の拡充を図るとともに、開催頻度の増加を目指します。
財源	受託						
現状	年次目標(相談会の実施及びPRの強化)						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
計画通り実施	課題分析、ニーズ調査	➡	調査結果を基に、市へ提案	専門職団体と調整、検討	実施に向けて調整	実施	

事業番号(1-(2)-②-イ)

事業名[No.7]		計画内容					第5次の目標
障害者相談支援事業		電話や来所、訪問による面接を実施し、相談者のニーズを把握し関係機関との連携、ウエルカムへの登録、福祉サービスの利用等へつなげる支援を行います。					面接による、多岐に渡る相談ニーズへの対応を図ります。
財源	受託						
現状	年次計画(多岐に渡る相談に対して支援体制の充実を図る)						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
電話や来所相談を中心に実施	相談の内容やニーズを振り返り、調査を実施	多岐に渡る相談に対応するための体制の整備の検討	アウトリーチ支援の体制整備の検討	アウトリーチ支援の実施	相談対応の充実と関係機関との連携		

事業番号(1-(2)-③)

事業名[No.8]		計画内容					第5次の目標
苦情相談・対応		現在の苦情対応機関を継続するとともに、市内事業所職員のスキルアップを目標とした研修会や勉強会の実施を検討します。					研修や勉強会を通じて、苦情対応機関の周知及びPRを行います。
財源	受託						
現状	年次計画(苦情対応機関の継続)						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	事業継続						
計画通り実施	研修の企画、 テーマ検討	実施	研修の企画 テーマ検討	実施	研修の企画 テーマ検討	実施	

(3)地域の暮らしを支える活動の推進

高齢化の更なる進展により、地域で暮らす単身の高齢者の増加が予想されます。誰もが安心して地域で暮らせるよう、高齢者等の安否確認の拡充が必要となります。そのため、本会で実施している、市民（協力員）による「見守り・声かけ活動」を更に推進するとともに、ファミリー・サポートセンター「大きな和」の協力機関（企業や商店）による見守りを拡充する必要があります。また、ひきこもり支援についても当事者や家族への支援を推進する必要があります。

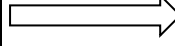
事業番号(1-(3)-①)

事業名[No.9]		計画内容					第5次の目標
見守り・声かけ活動の推進		今までの取組みに加え、新ポスターの掲示、新チラシの配布により、協力員、利用者の増加への取組を継続します。新たに協力員募集の説明会を行い、協力員の増加に努めます。 また、関係機関と連絡会を行うことにより、より一層の連携強化を図ります。					協力員、利用者の増加に努め、活動の周知及び関係機関との連携強化を図ります。
財源	自主+補助						
現状		年次計画(活動の周知、利用者・協力員の増加)					
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
ポスター、チラシデザイン公募	ポスター、チラシの掲示と配布	ポスター、チラシを用いたPR					

事業番号(1-(3)-②)

事業名[No.10]		計画内容					第5次の目標
「大きな和」活動の推進		市民へ活動の周知を図るとともに、協力機関が増加するようにPRに努めます。また、年に1回の協力機関連絡会を開催し、事業の推進を図ります。					「大きな和」の拡充を図るため、協力機関向けの連絡会を開催します。
財源	補助						
現状		年次計画(協力機関連絡会の実施)					
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
中止	協力機関連絡会実施						

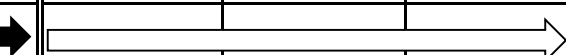
事業番号(1-(3)-③)

事業名[No.11]		計画内容					第5次の目標
ひきこもり支援施策の推進		ひきこもり家族会発足に向け、準備会や交流会を実施します。他機関と連携するため、関係機関にもアプローチを行い、段階的に家族会の会員が中心となった運営ができるよう支援します。また、市内の実態調査、インターネットを活用した当事者支援についても検討を行います。					家族会の会員が中心となり運営できるよう、支援を行います。
財源	自主						
現状		年次計画(家族会の設置、運営)					
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
家族会準備会開催	家族会発足		事業化	他機関との連携			家族会会員運営

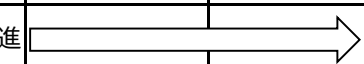
(4) 包括的な支援による地域づくり（地域包括ケアシステムの推進）

多岐にわたる地域課題に対して、その解決を図っていくためには、様々な関係機関と連携を図る必要があります。民生委員・児童委員や自治会など広く市民とも関わり、情報共有を行い、制度の狭間などで支援者がいない人など、誰一人取り残さないよう働きかける必要があります。そのためには、現状の高齢者への支援を中心に展開している生活支援コーディネーターに加え、地域福祉コーディネーターの活動が必要不可欠であり、配置に向けた検討を行います。

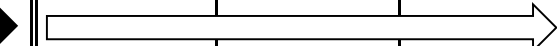
事業番号（１－（４）－①）

事業名[No.12]		計画内容					第5次の目標
関係機関との連携強化		地域の課題に積極的に取り組み、社協だけでは解決できない課題は、関係機関と綿密に連携して問題解決を図っていきます。					課題解決に向け、関係機関との円滑な連絡、連携を図ります。
財源	自主						
現状	年次計画（随時連携）						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実施	継続						

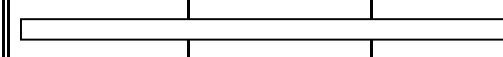
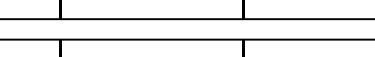
事業番号（１－（４）－②）

事業名[No.13]		計画内容					第5次の目標
生活支援コーディネーターの充実		第1層協議体と連携し、支え合いの仕組みづくりを推進するとともに、人材の発掘や人材育成等にも取り組みます。 また、本事業についての理解促進に努めます。					支え合いの仕組みづくりの創出を図ります。
財源	受託						
現状	年次計画（事業推進）						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
2層協議体 全域設置	2層協議体 全体会	市民向けイベント （普及・啓発）		事業検証・推進			

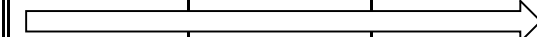
事業番号（１－（４）－③）

事業名[No.14]		計画内容					第5次の目標
地区担当と自治会活動との連携		本会職員が定められた地域を担当し、自治会等と担当者の顔が見える関係づくりを通して、連携し合える地域づくりを構築します。 また、地区担当の在り方の検討を行います。					本会と自治会等との地域づくりの連携・強化を図ります。
財源	自主						
現状	年次計画（地域の課題解決と支援）						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実施	継続						

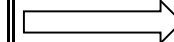
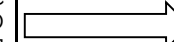
事業番号（１－（４）－④）

事業名[No.15]		計画内容					第5次の目標
地域福祉コーディネーターの設置に向けた検討		地域包括ケアシステム構築に向けた地域福祉コーディネーターの配置について検討を行います。					住み慣れた地域で暮らし続け、住民同士が支え合う活動の支援を行います。
財源	受託						
現状	年次計画（地域福祉コーディネーター設置の検討）						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
未設置	検討（地区割・経費）	検討・要望					

事業番号（１－（４）－⑤）

事業名[No.16]		計画内容					第5次の目標
民生委員・児童委員協議会との連携・協力		民生委員・児童委員協議会と連携を図り、情報交換を密に行い、引き続き本会事業への参加協力が得られる体制づくりを進めます。 また、民生委員改選時においては、適切な引継ぎ等を行い本会事業を共に推進していけるよう連携を強化します。					連携・協力体制の強化を図ります。
財源	自主						
現状	年次計画（協力体制の構築を推進する）						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
推進	継続						

事業番号（１－（４）－⑥）

事業名[No.17]		計画内容					第5次の目標
東大和市地域生活支援拠点「ういずねっとi」事業の推進		地域生活を送る精神障害のある方の重度化・高齢化・親亡き後を見据え、住み慣れた地域で暮らし続けるために関係機関と連携し地域全体で支える拠点の仕組みづくりを確立します。					地域における事業の浸透、支援対象者の円滑な登録とサービス利用に努めます。
財源	受託						
現状	年次計画（関係機関と連携し、支援対象者の登録とサービス利用に円滑につなげていく）						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
事業の周知と支援の実施	支援対象者に早く円滑なサービスの利用へ繋げていく		支援対象者の登録、サービス利用数の増加に向けて連携していく		緊急時の受け入れ及び、自立体験の施設数の増加に向けて協議していく		

<障害のある人の地域生活支援システムのイメージ 図―⑦>



市・総合福祉センターは〜とふる・地域生活支援センターウエルカムを、相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターと位置づけて、地域自立支援協議会や相談支援事業所と連携して、障害のある人の地域生活を支える地域生活支援拠点「ういずねっとi」を運営します。障害福祉サービス事業所等がういずねっとiの機能をさまざまな形で担うとともに、地域の福祉・保健・医療などの関係機関や地域住民と連携しながら、障害のある人が地域で生き生きとした生活が続けられるよう支援します。

また、精神障害や医療的ケア等の個別の課題に対応するためのネットワーク構築についても検討していきます。

出典：第２次東大和市障害者総合プラン

2 地域を支える担い手づくり

(1)健康づくりの推進

東大和市の高齢化率は、令和2年度に27%超え、高齢化に伴う様々な課題が生じています。高齢者の方に少しでも長く元気に暮らしていただけるよう、本会では介護予防の事業に取り組んでいます。体操やサロンに参加するとポイントが貯まる「東大和元気ゆうゆうポイント事業」や、ボランティア活動に取り組む「介護支援いきいき活動」等の推進を図り、多くの高齢者の健康づくりに活用されるよう事業の推進に努めます。

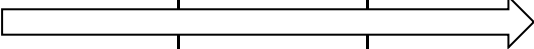
事業番号(2-(1)-①)

事業名[No.18]		計画内容					第5次の目標
介護予防の推進		東大和元気ゆうゆうポイント事業を推進し、登録グループ数や参加者の増加が図られるようさらに事業のPRに努めます。 更に、介護支援いきいき活動事業をにおいてもPRを行い、活動者の増加につながる取組を進めます。					登録グループ数や活動者の増加を図るため、市民に広く働きかけを行います。
財源	受託						
現状	年次目標(登録グループ数(上段:ゆうゆう)・登録者数(下段:いきいき))						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
58	60	62	64	66	68	70	
90	113	136	159	183	207	230	

(2) 支え合う福祉意識の醸成・福祉教育の推進

本会では、福祉教育として車いす体験や点字体験を当事者の方の協力を得ながら実施しています。しかし、現状では、市内の小学校の数校からの依頼にとどまっているため、市内の全学校で実施できるよう取組を進めていきます。また、東大和市全体の福祉に対する意識向上を目指して、大人を対象とした福祉教育の実施に取り組んでいきます。

事業番号(2-(2)-①)

事業名[No.19]		計画内容					第5次の目標
児童・生徒への福祉活動の推進		福祉教育を市内小学校にPRし、4年生を中心に市内全学校で体験してもらうよう働きかけを行います。 また、「夏！体験ボランティア」へ多くの高校生に参加してもらえるようPRの強化に努めます。					市内全小学校で福祉体験を実施します。夏!体験ボランティアのPRを強化します。
財源	補助						
現状	年次目標(福祉教育の推進、夏！体験ボランティアのPR強化)						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
依頼があった小学校のみ実施	市内小学校へPR	市内の3校で実施	市内の5校で実施	市内の学校へPR	市内の7校で実施	市内全域で実施	
当会HPやチラシにて広報。	SNSを活用しPR		市内都立高校へPR				

事業番号(2-(2)-②)

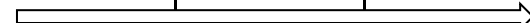
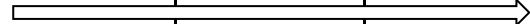
[担当:地域福祉係]

事業名[No.20]		計画内容					第5次の目標
福祉教育・福祉活動の啓発		市内の企業や大人を対象とした福祉体験を実施できるよう啓発の推進を図り、福祉に対する意識の向上につながる働きかけを行います。実施する際には、地域の専門家と連携を図りながら取組を進めます。					福祉体験のプログラム化、PRの強化を図ります。
財源	補助						
現状	年次目標(検討・作成・PR・実施)						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
未実施	検討	➡	プログラム化	PR	実施	➡	

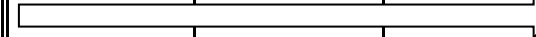
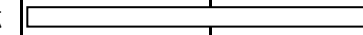
(3) ボランティア活動の支援

地域の支え合いを推進していく上では、ボランティアの力を必要とする場面が多くみられますが、年々ボランティア活動者は減少してきているという課題があります。ボランティアの中核機関となる、「ボランティア・市民活動センター」では、事業の充実及びボランティアの活性化を図っています。また、ボランティア団体やNPO法人とのつながりづくりや支援を更に進めていきます。

事業番号(2-(3)-①)

事業名【No.21】		計画内容					第5次の目標
ボランティア・市民活動センターの充実		ボランティアの活動の拠点となるような場の設置に向けた協議を行います。また、ホームページやSNSを使った情報提供の充実を図り、更に、ボランティアや市民の声を拾い上げられるような取組を進めます。					拠点の設置に向けた協議を行います。情報提供の充実を図ります。ニーズの把握に努めます。
財源	補助・自主(公益・歳末)						
現状	年次計画(拠点の設置、情報提供の充実、ニーズの把握)						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
運営委員会での意見交換	拠点についての意見交換、情報収集			設置に向けたアクション			
SNS未実施	SNSの実施 HPの内容検討	HPの変更	随時見直し				
未実施	活動への参加						

事業番号(2-(3)-②)

事業名【No.22】		計画内容					第5次の目標
ボランティア・NPO団体等との連携・協力		登録ボランティア団体への支援、市内NPO法人とのつながりの強化を図り、支援の充実に努めます。					NPO法人との連携強化を図ります。
財源	補助・自主(公益・歳末)						
現状	年次計画(NPOとの連携)						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
把握のみ	関係づくり		NPO連絡会の開催				
			ニーズの聞き取り	ニーズへの対応			

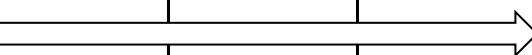
(4)交流の場・居場所づくり

かつて我が国では、近隣での助け合いや自治会活動を通じた地域のつながりなども多く見かけられましたが、現代ではライフスタイルが多様化し、自治会の減少や入会率の低下も影響し、近隣でのつながりが必ずしも存在しているとは限らない状況となっています。また個々の家庭においても、近年、核家族化が急速に進み、高齢者は独居高齢者と夫婦のみの世帯が過半数を占め、共働き世帯の増加に伴い、子どもだけで家で過ごす時間が増加しています。そのため、地域コミュニティの活性化を図るため、多世代間を含めた市民同士の交流を促進し、あらゆる世代の居場所づくりを支援します。

事業番号(2-(4)-①-ア)

事業名[No.23]		計画内容					第5次の目標
福祉祭		福祉に対する理解と協力の和を広げ、地域福祉の充実を図ることを目的に実施します。内容の充実を図るために地域の協賛企業の増加に努めます。					内容の充実を図るために協賛企業数(協賛金)の増加に努めます。
財源	自主・補助						
現状	年次計画(協賛企業数)						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
中止	20	25	30	35	40	45	

事業番号(2-(4)-①-イ)

事業名【No.24】		計画内容					第5次の目標
ふれあい歩こう会の開催		本会が行う意義を考え、実施継続の有無、年2回の実施回数を他機関の実施状況や方法等を参考にしながら検討を行います。実施する際には、特に安全面に配慮し実施していきます。					実施継続の検討を行います。
財源	自主(公益・歳末)						
現状	年次計画(実施継続の検討)						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
中止	検討						

事業番号(2-(4)-②)

事業名[No.25]		計画内容					第5次の目標
サロン活動への支援		市内のサロンは、地域によって偏在していることから、市内のどの地域からも歩いてサロンに行けるよう、新規サロンの立ち上げを支援するとともに既存のサロンの運営支援を行います。					新規サロンの拡充及び既存サロンの運営支援を行います。
財源	自主+補助						
現状	年次計画(サロン数)						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
42	43	44	45	46	47	48	

事業番号(2-(4)-③)

事業名【No.26】		計画内容				第5次の目標
こども食堂への支援		新規こども食堂の立ち上げ及び既存のこども食堂の運営支援を行います。市民への理解促進を図るとともに新規こども食堂の立ち上げを検討している団体等への参考となるよう、こども食堂の活動報告会を行います。				活動の普及、拡大、新たな活動者の発掘に努めます。
財源	自主					
現状	年次計画(普及方法)					
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
こども食堂運営支援	継続	こども食堂報告会	普及方法の検討			

事業番号(2-(4)-④)

事業名[No.27]		計画内容					第5次の目標
地域活動支援センターの充実		交流室の提供及び各種プログラム実施、普及啓発活動を中心として精神障害者への支援を行います。					過ごしやすい交流室と魅力的なプログラムの提供を行います。
財源	受託						
現状	年次計画(交流室の整備、プログラムの拡充)						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
交流室の整備 プログラムの拡充	継続						
			普及啓発方法の 検討	普及啓発の実施			

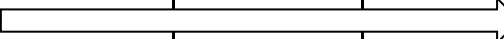
(5)地域福祉の担い手づくり

「安心して子育てできる地域」・「高齢者が落ち着いて暮らせる地域」にするためには、地域の活性化が必要です。そのためにより多くの住民が地域活動に参加し、さらに地域の課題を自分たちの手で解決したいという同じ志を持つ地域住民・企業・専門職など様々な立場の人々に、本会とともに「地域の担い手」となってもらべく、人材の育成・養成に努めます。

事業番号(2-(5)-①)

事業名[No.28]		計画内容					第5次の目標
市民との協働		市民とともに、地域に関する課題を抽出し、課題解決に向けた検討を行い協働を図ります。					住民主体の活動の創出に努めます。
財源	受託						
現状	年次計画(事業の創出)						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
—	調査・検討	検討・実施	検証	検討・実施			

事業番号(2-(5)-②)

事業名【No.29】		計画内容					第5次の目標
講習会等による人材育成		現在行っている講座・講習会「手話講習会、通訳者養成講座、協力会員養成講座(さわやか講座)、傾聴ボランティア養成講座、ボランティア講座、あんしん講座など」の見直しを行い、各種事業や地域の活動を支える担い手を養成する新たな講座を検討し、人材育成等を図ります。					講座・講習会の充実 新たな講座の企画を行います。
財源							
現状	年次目標(見直し・充実・検討・企画)						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実施中講座	見直し・検討	見直し・充実 検討・企画					
新規講座							

事業番号(2-(5)-③)

事業名【No.30】		計画内容					第5次の目標
福祉施設等の人材確保への支援		本会が主催する「福祉のしごと相談面接会」の開催を通じて、市内の福祉人材を確保します。また、SNS等を活用した求人情報等の提供を行います。					市内の福祉人材の確保に努めます。
財源	現状自主(一部東社協補助あり)						
現状	年次目標(面接会の実施)						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
開催	→		開催方法・回数等再考	開催	→		
—	—	—	—	SNSの活用検討	SNSの活用	→	

3 一人ひとりが尊重されるまちづくり

(1) 地域福祉権利擁護事業の推進

誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、判断能力や理解力が低下した方々への相談・支援を行うのが地域福祉権利擁護事業です。相談の内容は多岐にわたり、年々増加しています。今後も、様々な機関との連絡調整、支援が必要な方々のニーズの把握が重要となります。このような状況を踏まえ、地域福祉権利擁護事業を更に多くの方々に知って頂くための周知やPR活動を継続して行います。更に、相談体制の強化を図りながら事業の充実に努めます。

事業番号(3-(1)-①)

事業名[No.31]		計画内容					第5次の目標
市との連携強化		地域福祉権利擁護事業推進のため、市と連携して事業の充実及び推進を図ります。					市との連携の基に、更なる事業の推進を図ります。
財源	補助						
現状	年次計画(市と連携し、事業を推進する)						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実施	事業継続						

事業番号(3-(1)-②)

事業名[No.32]		計画内容					第5次の目標
相談体制の充実		多岐に渡る相談に対応するため、事業の継続に必要な相談体制の充実を目指します。					段階的な職員体制の充実化を図ります。
財源	補助						
現状	年次計画(相談、職員体制の充実)						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
現状分析	現状を市に提示、職員採用を検討	職員採用による相談体制の拡充	現状分析	現状を市に提示、職員採用を検討	職員採用による相談体制の拡充	現状分析	

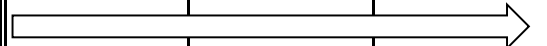
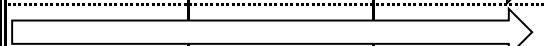
事業番号(3-(1)-③)

事業名[No.33]		計画内容					第5次の目標
地域福祉権利擁護事業の推進		地域福祉権利擁護事業の周知及びPRを行いながら、地域の中で支援を必要とする方々への支援を継続して行います。					事業の継続、相談体制の充実を目指します。
財源	補助						
現状	年次計画(事業の周知と継続)						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
事業継続	継続						

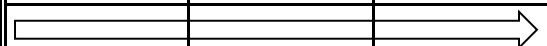
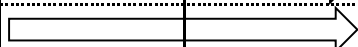
(2)成年後見制度の推進

成年後見制度においては、制度が財産管理のみならず、成年後見制度を利用する方の意思決定支援・身上保護を重視したものとなるよう推進しています。また、市町村が定める計画に成年後見制度利用促進基本計画が明記されています。利用促進に向け総合的かつ計画的に実行できるよう市との調整を強化しながら、事業の展開を図ります。

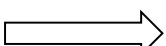
事業番号(3-(2)-①)

事業名[No.34]		計画内容					第5次の目標
成年後見制度利用支援の充実		認知症などにより判断能力が十分ではない方が安心して生活できるよう、成年後見制度の利用支援、活用の促進を図ります。					支援体制の充実を図り、成年後見制度の利用を促進します。
財源	受託						
現状	年次計画(支援体制の充実)						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実施	継続						
	体制の見直し	市と調整、検討					

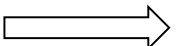
事業番号(3-(2)-②)

事業名【No.35】		計画内容					第5次の目標
成年後見制度推進機関の充実		成年後見人等への支援や成年後見制度を推進するために市民や関係機関を支援します。また、成年後見制度の利用促進を図るために、市計画等と連携しながら事業を展開します。					市と連携し、新たな事業の取組みを推進します。
財源	受託						
現状	年次計画(制度の促進と新たな事業の取組み)						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実施	継続						
	市と調整、検討		新たな取組みの方向性提示	事業の取組み			

事業番号(3-(2)-③)

事業名[No.36]		計画内容					第5次の目標
市民後見人の養成		成年後見制度推進機関として取り組んできた講座や講演会等にて築いた市民との関係性や地域力を活かし、市計画等と連携しながら、判断能力が十分でない方への地域の身近な支援者として養成を目指します。					市計画と連携した取組を進めます。
財源	受託						
現状	年次計画(実施に向けた検討)						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
—	市と検討	調査・研究	取り組みの方向性提示	市と調整		事業実施体制の構築	

事業番号(3-(2)-④)

事業名[No.37]		計画内容					第5次の目標
法人後見事業の検討		成年後見制度推進機関として展開した事業や専門職との関係性(知識やノウハウ)を活かし、市計画等と連携しながら、判断能力が十分ではない方へ組織的かつ安定的な支援を担い続けられるよう法人後見事業の実施を目指します。					市計画と連携した取組を進めます。
財源	受託						
現状	年次計画(実施に向けた検討)						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
—	市と検討	調査・研究	取り組みの方向性提示	市と調整		事業実施体制の構築	

(3)権利擁護支援の基本整備

何らかの支援を必要とする方がその方らしい生活を送ることができるよう、あんしん東大和で実施している事業(地域福祉権利擁護事業、専門相談、成年後見制度の推進等)の機能を生かし、適切に必要な支援につなげることが重要です。そのためには、地域における様々な支援機関とのネットワークを生かし、地域の連携を強化します。更に、この地域連携ネットワークの中心的役割となる中核機関を担うべく、市と情報交換の場「成年後見制度推進のための検討委員会(仮称)」を設ける等、市との情報交換を強化します。

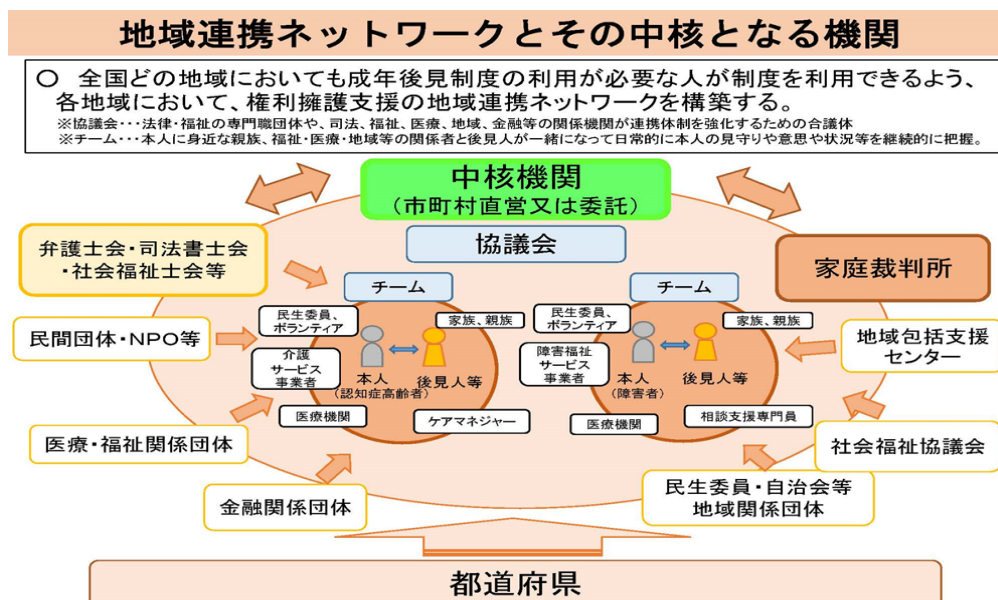
事業番号(3-(3)-①)

事業名[No.38]		計画内容					第5次の目標
地域連携ネットワークの整備		本会及び成年後見制度推進機関の機能を活かし、市と情報共有や役割分担等について検討しながら、権利擁護の支援を必要とする人に適切な福祉サービス等へつなげる地域連携ネットワーク構築に取り組みます。					適切な支援につなげられる体制を整備します。
財源	受託						
現状		年次計画(整備・構築に向けた検討)					
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
—	市と検討	調査・研究	取り組みの方向性提示	市と実施に向けた調整			

事業番号(3-(3)-②)

事業名[No.39]		計画内容					第5次の目標
中核機関設置の検討		本会及び成年後見制度推進機関の専門性を活かし、市と連携しながら地域連携ネットワークの中心的な役割となる中核機関の設置を目指します。					地域連携ネットワークの中心的な役割を市と連携して展開します。
財源	受託						
現状		年次計画(設置に向けた検討)					
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
—	市と検討	調査・研究	取り組みの方向性提示	市と実施に向けた調整			

<地域連携ネットワークと中核機関のイメージ 図—⑧>



14

出典:東大和市地域福祉計画

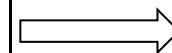
(4)意識啓発への取組の推進

世界人権宣言には「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である」と謳われています。どのような人も、安心、安全に分け隔てなく生きていくためには偏見や差別、社会的障壁をなくしていくことが必要です。そのためには、まず多様性について知り、理解し、共感できることが重要です。それらの機会を増やし、普及啓発に努めていきます。

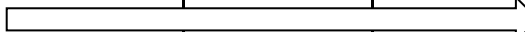
事業番号(3-(4)-①)

事業名【No.40】		計画内容					第5次の目標
ノーマライゼーションの推進		障害や難病、人種等、少数派への理解を拡大することで、心のバリアをなくしていく取組を本会事業を通じて推進します。既存事業の展開の中でも、正しい知識を拡大することを推進します。					既存事業の実施時において、障害や人種等の少数派への理解浸透を進めます。
財源	受託、自主(会費)						
現状	年次計画(講演会の実施と継続)						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
—	啓発事業の検討	➡		啓発事業の実施	➡		

事業番号(3-(4)-②)

事業名【No.41】		計画内容					第5次の目標
人権への意識向上とマイノリティに関わる啓発の推進		性別や人種、難病、信条など、個々の多様性を尊重することは地域福祉の基本的価値観です。地域においてこれらの理解浸透を図るため、調査活動と啓発事業（講演会等）を展開していきます。					前期では調査を中心に展開し、後期では具体的事業展開を目指します。
財源	自主（寄付）						
現状	年次計画（調査と啓発事業実施）						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
—	近隣他市の活動調査	啓発事業検討	啓発事業準備会実施	啓発事業実施	啓発事業反省、振り返り		

事業番号(3-(4)-③)

事業名【No.42】		計画内容					第5次の目標
ユニバーサルデザインへの理解促進		第四次計画では「チームまちづくり」による街歩き等を実施し、理解浸透のきっかけ作りを行いました。今後もこの継続した取組により、主に小中高生と車いすユーザーなど当事者の共同による街歩きや振り返りを行い、事業の展開を図ります。					小中高生と当事者による街歩きと振り返りを定期的に開催し、意識の高揚を図ります。
財源	自主(会費)						
現状	年次計画(街歩きの実施)						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
中止	チームまちづくりの後継グループ設置	小中高生等のまちづくり計画・実施					

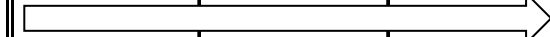
4 安心して暮らせるまちづくり

(1) 福祉サービスの向上

少子高齢化に伴い、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。また、生活困窮や8050問題など、高齢者や障害者などの生活課題が多様化、深刻化しつつあります。

介護保険での訪問介護事業及び居宅介護支援事業、障害者総合支援法に基づく居宅介護事業や障害福祉サービスの円滑な利用を支援する生活支援サービス等の事業を継続し、多様化した福祉のニーズに対応しながら、誰もが地域の中で安心して生活できるよう福祉サービスの向上、充実に努めます。

事業番号(4-(1)-①)

事業名[No.43]		計画内容					第5次の目標
訪問介護サービスの充実		必要なサービスを必要な人に適切に提供するために、サービスの質の向上を図ります。					必要なサービスを安定的に提供します。
財源	自主						
現状	年次計画(サービス実績と経営状況の確認)						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実施	継続						

事業番号(4-(1)-②)

事業名[No.44]		計画内容					第5次の目標
居宅介護支援サービスの充実		経営の安定化を図るため人材確保に努めます。サービス計画の質を向上させるため、介護支援専門員のスキルアップを図ります。					経営の安定化を図ります。
財源	自主						
現状	年次計画(人材確保とスキルアップ)						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実施	継続						

事業番号(4-(1)-③)

事業名[No.45]		計画内容					第5次の目標
障害者生活支援サービスの充実 (特定相談、一般相談)		相談支援の質を維持しながら、障害福祉サービスを希望する方が、過不足なく支援を受けられるような体制について、市や障害福祉サービス事業所と連携をし、検討を行います。 また、地域移行支援、地域定着支援の推進を図ります。					障害福祉サービス利用希望者が円滑にサービスを利用できるよう支援します。
財源	自主						
現状		年次計画(希望者が障害福祉サービス等を利用を円滑にできるように支援する)					
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実施	継続						

(2)生活支援サービスの向上

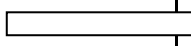
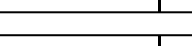
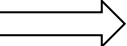
地域住民の生活様式や福祉ニーズが多様化する中で、市民からの相談や生活課題も多岐にわたっています。誰もが住み慣れた地域で安心して生活するために、行政や関係機関、住民等と連携しながら、地域力と資源、生活支援サービスの向上に努めます。

また、貸付事業等の対象とならない低所得者等への「狭間」の支援や適切な福祉サービスへの「つなぎ」支援の充実に向けた体制整備に取り組みます。

事業番号(4-(2)-①)

事業名【No.46】		計画内容					第5次の目標
車いすステーションの充実		車いすステーションの所在地に偏りがあるため、少ない地域に設置できるよう働きかけを行います。また、市民への周知を行い、必要な人が必要な時に車いすを使用できるよう、車いすステーションの充実を図ります。					市内のどこからでも、車いすステーションに徒歩で行けるようにします。
財源	自主						
現状	年次計画(車いすステーション数(社協を除く))						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
28	29	30	31	32	33	34	

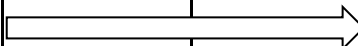
事業番号(4-(2)-②)

事業名【No.47】		計画内容					第5次の目標
ファミリー・サポート・センター事業の充実		協力会員と利用会員の確保のため、市民へ周知を図り、新しいツールでのPR(既存のSNSやアプリの活用)を検討します。養成講座の内容の充実を図るため、関係機関と協議・連携するとともにアドバイザーとしての資質向上を図ります。					高齢者と子育て世代の誰もが事業を理解できるよう周知を図ります。
財源	補助						
現状	年次計画(関係機関との連携強化)						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実施中	関係機関との協議	協議・実施・見直し					

事業番号(4-(2)-③)

事業名[No.48]		計画内容					第5次の目標
生活福祉資金等の貸付支援		関係機関と連携し、事業を推進するとともに貸付対象とならない低所得者への支援の充実を図ります。 また、令和2年度から実施しているコロナウイルス感染症の影響を受けた方への生活福祉資金緊急小口資金等特例貸付に対する償還業務と合わせ、アフターケア体制を整備します。					貸付事業を推進し、貸付対象にならない人への支援を行います。
財源	受託						
現状	年次計画(事業継続)						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
事業継続	実施						

事業番号(4-(2)-④)

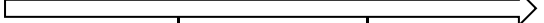
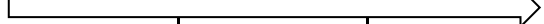
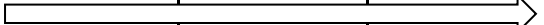
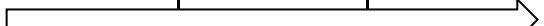
事業名【No.49】		計画内容				第5次の目標
低所得者支援(貸付以外)		フードバンク又は低額給付のシステムの検討を行います。 フードバンクは、ファンドレイジングとボランティアの主体的参加を得た上で実施、給付制度は応急小口を補完するものとして検討します。検討には「東大和市くらし・しごと応援センター そえる」の参加を得て実施します。				フードバンク又は定額給付のシステムを検討します。
財源	自主(歳末)					
現状	年次計画(フードバンクと低額給付)					
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
—	情報収集	「そえる」との連携・調整	ボランティア寄付募集給付開始	フードバンク開始		

(3)地域ぐるみの防災活動の推進

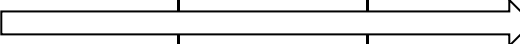
近年、防災をはじめとした地域の安全や安心への意識の高まりがみられ、災害等に備えた活動が重要視されています。平時から地域ぐるみで備える活動や住民同士の支え合い活動を推進するとともに、職員が迅速かつ円滑に対応できる体制を継続するなど、防災への取組を拡充します。

また、災害ボランティアセンターの設置に向けた、現実的・効果的な訓練方法や災害時要配慮者の特徴を考慮した支援、周知に取り組むなど、災害ボランティアセンターの充実を図ります。

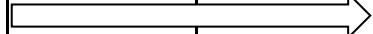
事業番号(4-(3)-①)

事業名【No.50】		計画内容					第5次の目標
災害ボランティアセンターの充実		災害時にスムーズに設置できるよう訓練の実施やマニュアルの見直しを行います。また、災害時にニーズを把握し対応できるように関係機関との連携強化や市民への周知、SNSの活用を行っていきます。震災だけではなく、市民の風水害に対する意識も向上し、その備えを啓発していきます。					市民ファーストの災害ボランティアセンターとなるよう、取組を進めます。
財源	補助						
現状	年次計画(災害ボランティアセンターの充実)						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
訓練の実施	訓練の実施						
職員の研修 未実施	職員の研修 (DWATなど)						
一部関係機関協議 会への参加協力	関係機関への 周知・依頼						
啓発未実施		啓発内容の検討	検討内容の実施				

事業番号(4-(3)-②)

事業名【No.51】		計画内容					第5次の目標
災害対策チーム活動の推進		各種マニュアルの見直しや訓練をを実施し、職員の防災意識を高め、災害時に迅速に対応できるよう準備を進めます。 また、「たまちゃん出前講座」の防災編やカエルキャラバンをより多くの市民に体験してもらい、災害に対する関心が高まるよう働きかけを行います。					職員や市民の防災意識の高揚を図ります。
財源	自主(公益・歳末)						
現状	年次計画(たまちゃん出前講座の実施)						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
マニュアルの見直し等実施	講座の周知	実施					

事業番号(4-(3)-③)

事業名【No.52】		計画内容					第5次の目標
災害時要配慮者への支援		平時から、要配慮者に「災害ボランティアセンター」について知ってもらえるよう、それぞれの障害に応じたパンフレットを作成し、周知を図ります。また、災害時にどのようなことに困るか等を事前に把握できるよう努めます。					要配慮者へ「災害ボランティアセンター」の周知を図ります。
財源	自主(公益・歳末)						
現状	年次計画(要配慮者への災害ボランティアセンターの周知)						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
未実施	パンフレット作成の検討		作成	周知			

5 社会福祉協議会の確固たる基盤づくり

(1) 人材育成制度の推進

住民の声に応え、社協の運営を支える職員として知識の向上や効率的・効果的な業務の推進を図るため、各種研修に参加します。また、キャリアアップ制度や人事評価制度等の導入を図り、職員の意識改革や能力開発を進めます。

事業番号(5-(1)-①)

事業名[No.53]		計画内容					第5次の目標
内部研修、専門研修、スキルアップ、キャリアアップ		各種研修を通して、社協職員としての知識の向上とスキルアップを図ります。また、必要な資格取得にチャレンジしてキャリアアップを図ります。 また、評価制度の導入、職員が計画的に研修へ参加する体制整備等の検討を行います。					社協職員としての知識・資質の向上を図ります。
財源	自主						
現状	年次計画(研修受講と自己啓発の実施)						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実施	継続						

事業番号(5-(1)-②)

事業名【No.54】		計画内容					第5次の目標
人事交流、施策の連携		地域福祉事業や福祉施策の連携を図るとともに、社協職員の人材育成、資質向上のため、市職員等との人事交流を行います。					地域福祉の担い手として、行政機関との人事交流により、連携を強化します。
財源	自主						
現状	年次計画（福祉施策の連携、人材育成のため人事交流の機会をつくる）						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
未実施	検討						

(2)経営・業務体制の確立

本会では、ここ数年来の厳しい経営状況を改善することを目的に、平成30年度に「経営改善緊急3か年プラン」を策定しました。以降同プランに基づき、経営改善に努めることで、自主財源の収入の増額、支出の削減などにより、漸次経営改善を図ってきましたが、経営状況は依然として厳しい状況にあります。

本会の事業は公共性が高く、長期的視点に立った安定した運営が必要です。そのためには財政の安定化が欠かせません。本計画と並行し「財政計画」を新たに作成し、一層の経営改善に努めます。

なお、本項の詳細は財政計画で検討しますが、財政に関しては不確定要素も多く、目標設定は令和5年度までとし、その段階でその後の目標値等の検討を行います。

事業番号(5-(2)-①)

事業名[No.55]		計画内容					第5次の目標
安定的収入の確保		本会の財源の多くは、市や東京都社会福祉協議会の補助金や委託金で賄っています。今後も事業の適正化を図り、必要な財源を適切に確保できるよう調整を継続します。また会費、募金等は全国的に減少傾向にある中、現状の維持を目指します。同時に、公益事業は安定化を推進します。その他新たな事業展開に際しては、財源的な裏付けをもって推進していきます。					財政計画に基づき、従来の財源の維持を図るとともに新たな財源の拡充に努めます。
財源	—						
現状	年次計画(収入の安定化)						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
財政計画策定	財政計画施行	➡	公益赤字解消 目標値再検討	—	—	—	

事業番号(5-(2)-②)

事業名[No.56]		計画内容					第5次の目標
支出の削減		緊急3か年プランでは、緊縮財政の徹底を図り、令和元年度分の決算では、黒字化につなげることができました。本計画においても継続して支出の削減を徹底します。 また、本計画では、管理者層から現場の職員まで経営感覚を培い、長期的に経営に係る理解の向上と実践を推進します。					財政計画に基づき、緊縮財政への一層の取組を徹底を図ります。また、職員の経営意識の徹底を図ります。
財源	—						
現状	年次計画(支出の削減)						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
財政計画策定	財政計画施行			目標値再検討	-	-	-

事業番号(5-(2)-③)

事業名[No.57]		計画内容					第5次の目標
積立資産・基金の目標設定		本会はこれまで各年度不足額について、基金、積立金の一部を取崩し賄ってきました。事業の運営にあたっては、大災害など不測の事態で収入が急減するような場合でも、市民サービスの低下を招かないよう、安定した積立金を確保する必要があります。積立金や基金の目的や使途、金額を明確化した上で、資金の充足を図ります。					適切な資産、基金の積み立て目標を立案し、実現に向けた取組を進めます。
財源	—						
現状	年次計画(基金の目標設定)						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
財政計画策定	財政計画施行		目標値再検討	-	-	-	

事業番号(5-(2)-④)

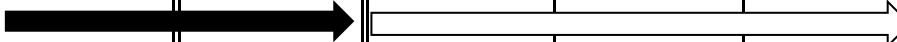
事業名[No.58]		計画内容				第5次の目標
事業展開と財政の調整		本計画に基づき、公共性が高い委託・補助事業の拡大や新規事業を行う場合は、市からの財政的な支援が必要となります。また、事業の実施に当たっては、地域福祉活動計画との整合性や連動を図りながら推進する必要があります。一方、開拓性があり、他の施策では対応しきれない、制度のはざまのニーズ、生活困窮や様々な要因による暮らしにくさへの対応、啓発などの新たな事業については、本来財源の適切な分配のほか、ファンドレイジングによる財源確保に努めます。				新規事業の展開に合わせ、適切な財源確保に努めます。
財源	—					
現状	年次計画(事業展開に即した財源確保)					
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
財政計画策定	新規事業展開に即した財源確保		目標値再検討	-	-	-

(3)社会福祉法人としての活動の推進

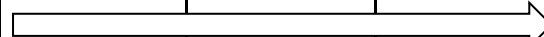
地域福祉を担う公益性、公共性のある地域の住民協議体として、会員である市民の理解と参加のもと、ボランティア活動や地域福祉活動等を推進します。

社会福祉協議会がこれまで他の社会福祉法人や民生委員児童委員、地域住民や関係団体など様々な関係者によって構成されている組織であることに鑑み、「高い公益性と透明性」や「地域社会への貢献」を基本として、地域住民の福祉の向上及び地域との連携強化を推進します。

事業番号(5-(3)-①)

事業名[No.59]		計画内容					第5次の目標
社協自体としての活動の推進		地域福祉の中核機関である本会の役割・活動を周知し、 地域住民の福祉の向上を推進します。					地域福祉の担い手や情報の発信者として、本会の認知度の向上を図る取組を進めます。
財源	自主						
現状	年次計画(活動の推進)						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実施	継続						

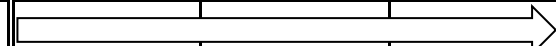
事業番号(5-(3)-②)

事業名【No.60】		計画内容					第5次の目標
地域の福祉団体との連携・支援		福祉団体、関係機関との連携を強化し、支援体制を整備します。「東大和市社会福祉法人地域公益活動連絡会」を継続的に開催し、地域公益活動の更なる推進を図ります。					福祉団体、関係機関との連携強化及び地域公益活動の推進、事業発展に努めます。
財源	自主						
現状	年次計画（連携強化）						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
連携強化 地域公益活動推進	連携強化 地域公益活動推進						

(4)地域福祉活動計画の進捗管理

ひとつ一つの取組を確実に推進し、計画目標を達成するため、引続きPDCAサイクルによる進捗管理を行います。PDCAサイクルによる点検・評価は、年次ごとの目標「PLAN(計画)」を「DO(これまでの取組)」、「CHECK(評価)」、「ACTION(これからの取組)」をプロセスとして順に評価・実施していくことにより、すべての職員が目標等を共有し、その達成に向けて連携を図るとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取組を次のステップへと進めていきます。

事業番号(5-(4)-①)

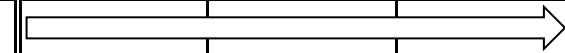
事業名[No.61]		計画内容					第5次の目標
PDCAサイクルによる計画 実施状況の点検・評価		地域福祉活動計画の進捗管理と評価方法として、実施状況を毎年度点検、評価して目標の達成状況を確認し、計画の効率・効果的な進行管理を行います。。					毎年度の進捗状況を 確認、評価し、計画目標の達成に努めます。
財源							
現状	年次計画(毎年度実施状況の点検・評価を行う)						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
未実施	実施						

(5)市・東京都社会福祉協議会との連携

地域福祉活動を推進していく上で、本会と市は役割分担のもと、連携・協働していかなければなりません。そのため、運営の基盤となる地域福祉施策や財政的支援など情報の共有を図り、緊密な連携が必要です。

また、各種事業を円滑に実施する上では、市関係部署や東京都社会福祉協議会等の関係機関との更なる連携・強化を図ります。

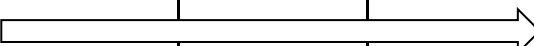
事業番号(5-(5)-①)

事業名[No.62]		計画内容					第5次の目標
各担当課との連携		地域福祉施策や財政運営などの業務の円滑な運営に必要な情報収集のため、市の担当部署との連携強化をはじめ、各担当課・者との連携を図ります。					多様化、複雑化する課題や情報をいち早く収集する体制作りを行います。
財源	自主						
現状	年次計画(円滑な業務運営のため各担当課と連携を図る)						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実施	継続						

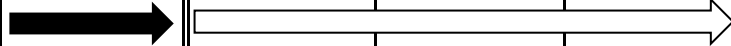
(6)社協事務所・組織の整備

本会では、福祉ニーズの多様化に対応するとともに、市等からの補助事業や委託事業により多くの業務に対応し組織も拡大しています。一方で、老朽化した事務所は手狭となり、職場環境の改善が喫緊の課題となっています。このことから、事務所建物の建て替え等の環境整備については、市の公共施設等の再編整備計画の実施時に現実化するよう継続的に市と情報交換・調整を図ります。また、人員体制の見直しを行い組織強化に努めます。

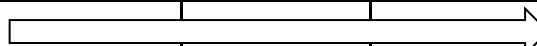
事業番号(5-(6)-①)

事業名【No.63】		計画内容					第5次の目標
事務所建物の環境整備		建物を拡充(建て替え)するなど環境整備については、引き続き市と調整を行います。 また、現状の建物内における環境整備を図ります。					建物の環境整備に努めます。
財源	自主						
現状	年次計画(建物の環境整備)						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
事務所内レイアウト変更、相談スペースの確保	市への要望 事務所内環境整備						

事業番号(5-(6)-②)

事業名[No.64]		計画内容					第5次の目標
組織の見直し検討		地域福祉を取巻く環境や制度は、目まぐるしく変化しています。このため、業務に即した組織、職員体制を構築するための見直しを検討します。					事務局組織・職員体制の強化を図ります。
財源	自主						
現状	年次計画(組織、職員体制の見直しを検討)						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
未実施	検討 規程改正	一部実施					

事業番号(5-(6)-③)

事業名[No.65]		計画内容					第5次の目標
理事・評議員による活動の推進		執行機関である理事会が更に効果的に機能する取組を進めます。理事、評議員が積極的に本会事業に参加、協力できるよう体制の整備を図ります。					理事・評議員の活動の推進に努めます。
財源	自主						
現状	年次計画(理事・評議員の活動の発展)						
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
推進	役員改選に伴う新役員への周知	推進					

第6章 第5次計画の進捗・評価

1 計画の総合的な推進及び評価

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の規定により「地域福祉を推進する組織」であると位置づけられています。

近年の少子高齢化が進展する中で、複雑かつ顕在化する地域の生活課題を地域と共に発掘・共有化して、地域と連携・協働の基に対応を図っていくことが、本会の使命及び役割と考えています。今回策定しました本計画は、このような今後、本会が実施する地域福祉施策や取り組む事業の目指す方向性を定めています。

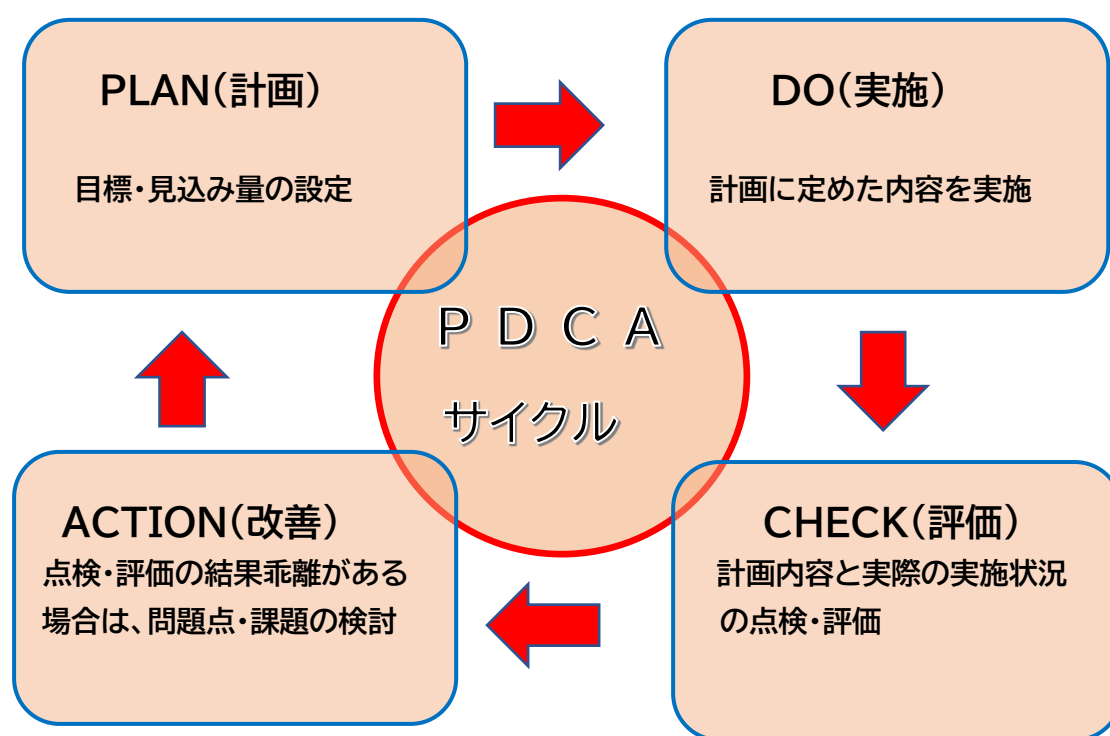
本計画の実施にあたりましては、地域で活動する個人・団体や事業所、関係機関等との共通した理解や認識を築いた上で進めていく必要性があります。

このようなことから、社協だよりやホームページ、各事業の広報誌等の媒体、自治会長会議、講演会や関係者会議等の場の機会を捉えて本計画を広く周知するとともに、本計画の推進に努めます。

(1) 計画の進捗管理と評価方法

本計画の進行管理にあたりましては、事業毎に設定した本計画の最終目標を見据えた年次目標に基づき、それぞれの年度での達成状況についてPDCAサイクル(計画—実施—評価—改善)により、効率・効果的な進行管理を行います。

また、評価については、今後設置する外部の委員からなる(仮称)第5次東大和地域福祉活動計画評価委員会に諮り計画全体の管理に努めます。



資料編

(1) 市のアンケート抜粋・社協アンケートを掲載

(2) 策定委員会設置要項を掲載

(3) 策定委員会経過を掲載

(4) 用語解説を掲載